

2021年1月28日（木）17時30分～

【1】開会

【2】報告事項

- (1) パブリックコメント実施結果の報告
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) 計画冊子の種類・計画タイトルについて

【3】議事

次期計画 答申素案について

町田市長から次期計画の検討を依頼されてこれまで素案を検討してきました。市長に対しては答申素案という形で検討の結果をかえします。今回はその答申素案についてご検討いただきます。今回が次期計画に関する障がい者施策推進協議会での最後の検討となります。

【4】その他

【5】閉会

送付資料

- 資料1 パブリックコメント実施結果
- 資料2 計画スケジュールについて
- 資料3 計画冊子の種類・計画タイトルについて
- 資料4 答申素案

資料4中の下線部は意見等を反映し変更・修正した部分となります。
資料を確認いただく際の参考としてください。

- 資料5 パブリックコメント実施結果・答申素案についての障がい者計画部会からの意見一覧と対応状況
- 資料6 意見記入用紙

次回の協議会について

未定

(仮称) 町田市障がい者福祉計画
21-26 (案)
パブリックコメント実施結果

地域福祉部障がい福祉課
2021年〇月

（仮称）町田市障がい者福祉計画

21-26（案）

パブリックコメント実施結果

「（仮称）町田市障がい者福祉計画 21-26」の策定にあたり、下記のとおり意見を募集いたしました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。ご意見は本計画の策定および今後の市政の参考にさせていただきます。

1 募集期間

2020年11月10日～2020年12月9日

2 意見の募集方法

町田市ホームページへの資料掲載の他、公共施設で資料の閲覧・配布を行いました。

3 お寄せいただいた意見の内訳

129名の方から235件のご意見をお寄せいただきました。
（回答者属性：障がいのある方本人95名、当事者家族14名、事業所職員2名、支援者1名、町田市外にお住まいの障がいのある方本人1名、一般市民1名、不明15名）

※意見の提出用紙には回答者属性に関する項目は設けていないため、ご意見の内容から集計しています。

分野別の意見件数

	分野	件数
第1章	基本理念	1
	基本視点	1
	基本目標	1
	計画の位置づけと期間	4
第2章	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	17
	2 暮らすこと	108
	3 日中活動・働くこと	22
	4 相談すること	14
	5 家庭を築くこと・家族を支えること	8
	6 保健・医療のこと	10
	7 情報アクセシビリティのこと	5
	8 生活環境と安全・安心のこと	19
	9 差別をなくすこと・権利を守ること	1
	10 行政サービスのこと	6
	11 理解・協働のこと	14
第3章	計画の実現に向けて	1
その他	その他	3
	総計	235

ご意見の概要と市の考え方は次のとおりです。

※とりまとめの都合上、いただいたご意見は要約し掲載していません。また、同様のご意見は集約しています。

番号	ご意見	市の考え方
第1章 計画の基本的な考え方		
1 基本理念		
1	<p>この基本理念の実現を目指すのであれば、障がい者に対する接し方を幼少期から学ぶ必要があるのではないのでしょうか。海外では、じつにさりげなく障がい者をフォローしてくれます。「身体」「視覚」「聴覚」「高齢者」「子育て」それぞれの「接し方」の授業があるといいですね。実際の当事者が授業に参加すればもっといいと思います。個人のマナーの問題で片づけないでください。幼い時から学べていないのであれば、学ぶ機会を作ったり一緒に何かする機会を作ったりすることもいいでしょう。</p>	<p>町田市教育委員会では都立の特別支援学校に通う小・中学生が住んでいる地域の小・中学校に副次的な籍をもち授業等への参加などを通じた交流をはかることで、学齢期から障がいについて理解を推進するとりくみを行っています。町田市子ども発達支援計画においてもこのような交流や共同学習を推進していくことが記載されています。</p> <p>本計画としても、町田市子ども発達支援計画や教育分野の部門計画と整合を図るとともに、市民・事業者等の障がい理解を広げる取り組みをすすめてまいります。</p> <p>いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。</p>
2 基本視点		
2	<p>< 1 基本理念視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する > で、「視聴覚の障がいをあわせもつなど、…」と例示されたのはとてもよいと思いますので、「重複障がい」もあるという状況をさらに明確に記述する方がなお良いと考えます。以下、修正文案を提案いたします。</p> <p>→施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、障がいの状態、</p>	<p>ご指摘のとおり該当部分の文言を修正いたします。</p> <p style="text-align: right;">【答申素案 P 5】</p>

	生活の実態などのほか、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視聴覚の障がいをあわせもつなどの重複障がいといった、個別の状況に十分留意します。	
3 基本目標		
3	<p>目標2について</p> <p>発達障がいは知的、精神より新しい障がい名です。今現在20代から40代ぐらいの方は発達障がいの支援教育を受けることなく、不登校や引きこもり、そして精神障がい者としての受診を余儀なくされた方もいます。苦しい道のりだった発達障がいの方のために、知的や精神と同様あるいはそれ以上（新しいので）に差別なく発達障がいの理解を促進してほしい。</p>	<p>本計画はさまざまな障がいや個別の状況に配慮してすすめていくことを基本視点（大切にしている考え方）としています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、「理解・協働のこと」の分野における重点施策である理解促進研修・啓発事業に取り組む際の提案として受け止めさせていただき、今後の参考にさせていただきます。</p>
4 計画の位置づけと期間		
4	<p>「町田市障がい者計画」と「町田市障がい福祉事業計画」を一体的に策定した計画であるということですが、「計画の基本的な考え方」や「計画の実現に向けて」の内容が6年更新であり、今回のようなパブリックコメントは6年に1回に減ってしまうと聞いています。6年に1度の更新は少なすぎるため1年に1度または3年に1度の見直しと市民による評価や意見が必要なのではないのでしょうか。（同様意見他3件）</p>	<p>障がい者施策を計画的かつ効果的に推進するためには、長期的な展望も必要であると考えております。</p> <p>本計画では、障がいのある市民を対象とした実態調査の結果などを踏まえ、長期的に実現を目指す基本目標や基本理念等を計画の「第1章基本的な考え方」にまとめております。</p> <p>この内容に関しては「第2章町田市がとりくむこと」で記載される短期的なとりくみの積み重ねによって達成される性質のものであると考えております。</p> <p>第2章につきましては、3年後に見直すこととなりますが、その際に長</p>

		<p>期的な展望を意識して見直しすることで、一貫性のある障がい施策の推進が可能になると考えております。なお、いただいたご意見のうち、市民による評価や意見が必要ではないかということにつきましても重要なご指摘であると認識しております。3年後に第2章を中心とした見直しを行う際には市民のみなさまのご意見をうかがう機会を設けます。</p>
第2章 町田市が取り組むこと		
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと		
5	<p>成瀬体育館の会議室を利用してサウンドテーブルテニスをしています。自由な会議などあれば使えません。自由に何時でも使える部屋を用意してください。また、専用のプレイ台が無いため、成瀬体育館では、数十台ある卓球台の中からサウンドテーブルテニスで使用が認められている台を見つけ会議室に搬入、手作りの枠（持ち込み）の取付け、会場設営などを行つています。このようなことが年々難しくなっているため専用のプレイ台の設置を切に願います。（同様意見他2件）</p>	<p>スポーツ活動に関する主なとりくみとして、引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこなっていくことを明記しております。</p> <p>いただいたご意見はこのとりくみを進める際の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>ポッチャやスティックボールで使用する道具一式をスポーツ施設で保管及び管理してほしい。</p>	
7	<p>障がいがあるため健常者と同等にスポーツをすることができません。体にハンディのある人々が、安心して活動できる施設がないので、障がい者・高齢者専用施設を設置してほしい。町田市に単独で設置できないならば近隣の施設が使えるように交渉してください。（同様意見他1件）</p>	

8	町田市障がい者スポーツ大会ではサウンドテーブルテニスは行われていません。これでは視覚障がい者はこの大会に参加するなといっているのに等しく、参加へのバリアになっているといわざるを得ません。	スポーツ大会では、障がいの種別に関わらず全ての方にスポーツを楽しんでいただくため、会場の一部でポッチャ教室などの開催に取り組んでいます。 より多くの方にご参加いただけるよう、競技プログラムの改善を検討してまいります。
9	既存の市内各施設を障がい者・高齢者等が優先的に利用できるようにしてほしい。	既存の市内各施設の利用に関するご意見として賜り、今後の参考にさせていただきます。
10	青年学級はいつもすぐに定員が埋まってしまって入れないようですが、定員を増やすような施策は考えておられるのでしょうか？	2019年度、2020年度ともに、希望者全員が参加しています。定員増のために、青年学級を支える支援者確保に向け、Twitter、YouTube、大学への出前講座、教育実習生の受け入れ、市民に向けたコンサート活動などを通して多くの方に障がいのある人の学びの大切さを伝えていきます。
11	月に1~2回、発達障がい者(精神障がい者を含む)が卓球などのスポーツをできる場所と教えていただけるボランティアスタッフ(発達障がい者精神障がい者に理解のある)の確保を。(同様意見他1件)	発達障がい、精神障がいのある方にご参加いただける「障がい者卓球教室」を町田市立総合体育館等で開催しています。いただいたご意見につきましては、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこなっていく際の参考にさせていただきます。
12	発達障がい当事者の余暇活動がまだ充実していない。障がい者の余暇活動の枠に発達当事者が楽しめる企画を継続的に開催できるようにしてほしい。まちプラの土日開設があるとよい。	障がい種別にかかわらず障がいがある全ての方の余暇活動が充実するよう取組をすすめます。まちプラは以前は土曜日も開所していましたが、利用者のニーズ調査を行った結果、平日日中の開所の希望が多かったことから、取りやめた経緯がございます。

		今回いただいたご意見については各事業を推進する際の参考にさせていただきます。
13	インクルーシブスポーツについて、具体的にどういうものを想定しているのか良く分からないのですが、「ゆるスポーツ」のようなものを取り入れて、スポーツ弱者と言われる人たちが楽しめるような企画をお願いしたいです。	スポーツ活動に関する主なとりくみとして、引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこなっていくことを明記しております。 いただいたご意見はこのとりくみを進める際の参考にさせていただきます。
14	スルーネットピンポンは台、ネット、ラケット等はサウンドテーブルテニスと同じですが、ラリーを目的としているので、視覚障がい者以外の方も健常者の方も楽しめるスポーツです。この環境を作ることで、障がい者理解は進むと悪います。	
15	「まなびテラス」は基本的に文字の読み書きや小・中学校程度の学力を身身につけたい方のための学習会であって、障がい者に向けたものではないのでは？これをここに入れること自体があまりにも安直すぎるような気がするのですが・・・。	「まなびテラス」は対象を「16歳以上のどなたでも」としております。その中には不登校経験者や外国籍の方、そして発達障がい、高次脳機能障がいや視覚障がいがある人も参加している実情があります。 このような実績を踏まえ、障がいがある人の社会教育において、ひとつの選択肢になるのではないかと認識しています。
16	障がいがあっても、自分の夢や将来のために、大学等に進学したり働きたいと思う障がい者はいると思う。制度が整っていないという理由でそういった希望が失われるのはとても悲しいことだ。そういった思いを抱いている障がい者たちの挑戦する気持ちや可能性が広がるように、大学等や職場でヘルパーを使えるような仕組みを整えてほしい。	学業や雇用の場面におけるヘルパー利用にニーズや課題があることについては市として認識しております。他市とも連携を図りながら国や都への課題提起や要望をしていくことについて検討していくとともに、引き続き、他のサービスも含めどのようなことができるか研究してまいります。

17	<p>＜「1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと」の【社会教育（生涯学習）】＞関連で、ここでの障がいや支援を必要とする人は、「来館が困難な人」だけでなく、“紙媒体による通常の文字を読むのが困難な人”にも当たります。そうした人たちのための“個々の支援”になりますので、以下のように修正文案を提案いたします。また“読書バリアフリー”の語を追記して補足いただけますと幸いです。</p> <p>→・市立図書館では、視覚障がいがある人や肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な人や、紙資料による通常の活字を読むのが困難な方のために、対面朗読をはじめ、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。…中略…また、2019 年度には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行され、視覚障がいがある人等の個々の読書環境のバリアフリー化の推進が求められています。今後、必要に応じて国や都、近隣市などとも連携してとりくみます。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、該当部分の文言を修正いたします。</p> <p style="text-align: right;">【答申素案 P 16】</p>
2 暮らすこと		
18	<p>65 歳になるまで障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が、引き続き障がい福祉サービス相当を利用できるようになったが、「障がい者の望む地域生活の支援」としては、慣れている障がい福祉サービスを利用できるようにしてほしい。</p>	<p>65 歳以上の方のサービスの利用については、介護保険制度優先の原則がありますが、介護保険では受けられないサービスがある場合等、個別の事例ごとに支給決定をしているところです。</p>

19	<p>身近な方々が相次いで市外の施設に移らざるを得ない現実を目の当たりにし、心が痛みます。町田で暮らせる方法を確立してほしい。財政面であれば、受益者負担もある程度はあってもよいのでは、と思う。</p>	<p>親なき後も住み慣れた町田市で暮らし続けられるように、重点施策3・5に記載のとおり、地域生活支援拠点等の整備や重い障がいがある人の利用できるグループホームのあり方の検討等にとりくみます。</p> <p>計画の推進にあたっては、いただいたご意見をふまえ、施策にとりくんでまいります。</p>
20	<p>この度、私は精神病院に入院しました。入院には親が高齢化して難儀しました。親亡き後の生活が不安です。皆さんの障がい者への理解が必要と考えます。（同様意見他2件）</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、本計画にかかげる2つの基本目標である「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」こと、「障がい理解を促進し、差別をなくす」ことにとりくんでまいります。</p>
21	<p>一人暮らしを希望する知的障がい者や発達障がい者はいるし、親亡き後、自宅でそのまま暮らしたい障がい者もいると思う。そういう人たちを支援するサービスを考えてほしいです。</p> <p>地域生活支援拠点はグループホーム等に入ることを目的にしているようですが、親亡き後も自宅に住み続けることも目的として欲しい。</p>	<p>「2章 2暮らしこと」の記載のとおり、グループホームだけでなく、一人暮らしも含めた、本人の希望に応じた地域での暮らしができるような支援にとりくむ旨記載しております。</p> <p>いただいたご意見は、施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
22	<p>私が入院するたびに障がいのある娘の日常生活のことで大変な思いをしています。（娘はグループホームを利用していますが）土日の宿泊は基本していないといわれ、決められた時間数しかないガイドヘルプ利用（時間数をこえたら実費）、有料の宿泊（時には移動手段も有料）利用でなんとかしのいでいますが、何のためのグループホームなのか、親なき後はどうになってしまうのか心配で仕方がありません。</p>	<p>個別のご相談につきましては、相談窓口において丁寧な対応に努めてまいります。</p>

23	<p>将来はグループホームを希望していますが、現在はマンパワー不足で娘のような全介助ですと利用が厳しいです。体制整っていきますよう対策をお願いします。</p>	<p>重い障がいのある人のグループホームの整備について、重点施策5のなかで、町田市に計画的にグループホームを整備していくための検討を行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
24	<p>グループホームについて。精神障がい者、発達障がい者の知識や理解を有する方が運営するグループホームを開設していただく。そして、精神障がい者、発達障がい者の知識や理解を有するケアマネージャーのような方にも関わっていただく。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、グループホームの開設相談の際にニーズを伝えさせていただきます。</p> <p>また、「ケアマネージャーのような方にも関わってもらう」というご意見については、計画相談支援事業所においてそういった役割を担えるよう、市内事業所の支援力の向上に努めてまいります。</p>
25	<p>重い障がいのある方のグループホームを計画的に整備していくための検討とありますが、現在、ご家族の高齢化に伴い、重い障がいをお持ちの方の次なる生活の拠点の少なさは、急を要する課題だと考えます。具体的な目標値を定め、取り組んでいただきたいと思えます。（同様意見他2件）</p>	<p>重い障がいのある方のグループホームが市内に少ないことにつきましては、市としても課題として認識しております。</p> <p>いただいたご意見は、重点施策5の会議に引継ぎ、検討の際の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>グループホーム事業所開設推進について、この5年で多くのグループホームができたが、多くが障がい者ビジネスとして新規参入した株式会社等が大半で、サービスの質や地域のニーズに十分対応した施設になり得ていないことが少なくない。行政は新設の事業者に対し障がい者計画・障がい福祉事業計画の内容説明や地域のニーズについての周知を事業者徹底してもらいたい。</p>	<p>現在も、グループホームの新規開設相談の際には地域のニーズなどを伝えていきます。いただいたご意見を参考に、今後も計画や地域ニーズの周知を徹底してまいります。</p>

27	<p>グループホーム・ショートステイについて</p> <p>数は増えているようですが依然として一人ひとりのニーズに合ったホームは少なく、ショート利用も希望者による抽選や申し込み順が行われているので、利用の実績だけでなく希望者の人数も考慮してください。また、利用者のニーズに答えている希望者の多い事業所については、そのサービスが継続拡大できるような支援をしてください。特に重度行動障がいや医療的ケアのある人を受け入れてくれるところが少ないです。</p> <p>(同様意見他1件)</p>	<p>重度の行動障がいや医療的ケアの必要な方の利用できるグループホーム・短期入所事業所が不足していることについては、市も課題として認識しております。</p> <p>重い障がいのある方の利用できる短期入所事業所の基盤整備については重点施策11においてとりくむ予定です。</p>
28	<p>市内のケアホームでくらしていますが、大人の人だけでくらすのは限界です。大人の人が子供と一緒にくらす施設が出来るようにしてください。せめて、幼稚園の園児の人とくらしたいです。また、ケアホーム・各グループホームを、大人だけでくらすのは廃止して、子どもを受け入れてほしいです。大人の人が子供と一緒にくらすのは、もっといろんな楽しい事が増えるからです。</p>	<p>障がいのある大人と幼稚園の子どもと一緒にくらすケアホーム・グループホームについては、現行の制度では設置ができません。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
29	<p>障がい者が自立した生活ができるために市営や都営住宅の拡充が必要です。公共の住宅に応募してもなかなか当たらないし、まして一人で住む公立の住宅が、ほとんどないです。新設が無理ならURの空き部屋などの活用をお願いします。</p>	<p>公営住宅について、単身世帯向けの住宅の需要が高く、供給が追いついていない状況にあります。空き部屋はファミリー向けの物件となっており、町田市としても、東京都等に単身向け住宅の拡充の要望を出しているところですが、引き続き要望を続けてまいります。</p>
30	<p>JKK等で、障がいに応じた建物の改装などが適切にできない事例があります。柔軟な対応をお願いいたします。</p>	<p>JKKについては、民間事業者のため町田市は指導・監督する権限がありません。公営住宅については、いただ</p>

		<p>いたご意見を参考に要望を伝えてまいります。</p>
31	<p>重点施策4に掲げている保健・医療・福祉関係者の定期的な連携は実現可能なのでしょうか。それぞれ多忙であり時間的な問題があるように思います。</p>	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、国の指針にも成果目標が示されており、町田市としても重点施策として取り組んでまいります。</p>
32	<p>重点施策4 町田は、八王子地域と一緒に精神障がい者の地域移行を進めているはずだが、実際のところ、町田市内の精神病院への地域移行の支援は具体的に始まっているのでしょうか?近年、ピアサポーター、ピアカウンセラーとして地域移行の手伝いをしたいという方が増えてきています。具体的な目標値を掲げ、支援したい人と、地域に戻りたい人がつながるようなルートづくりをして欲しいのです。</p>	<p>いただいたご意見は、「保健・医療・福祉関係者による会議体」における協議のなかで参考にさせていただきます。</p>
33	<p>障がい者が、いつでも利用できるタクシー券支給制度を設けてください。(同様意見他74件)</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、タクシー券等も含めた、障がい者の移動やアクセスを保障するための方策のあり方の検討を行うことを「2章 2 暮らしやすさ」の「主なとりくみ」に記載します。</p> <p style="text-align: right;">【答申素案 P21. 22】</p>
34	<p>地域生活支援拠点等がイメージできませんでした。これは、障がい者支援センターの機能になりますか?現在支援センターは民間の運営になっていますが、支援センターの業務が膨大になっていくと次の委託先が見つかるのか気になります。業務が継続して充実したものになるよう希望いたします。</p>	<p>町田市における地域生活支援拠点等は、地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行います。障がい者支援センターが中心となり、短期入所や相談支援事業所、日中活動サービス事業所等の地域資源を活用し、コーディネートを行うことで当事者の地域生活を支える体制について検討してまいります。</p>

35	<p>視覚障がい者の目となるスマホの日常生活の拡大読書器としての加入（スマホで文章・色の認識・拡大鏡・道案内他）</p> <p>日常生活一覧の補助金額の見直し（記載されている基準額の現状に合った額に変更を希望）</p>	<p>日常生活用具の品目の見直しについては、近隣区市町村の状況等を注視しながら研究してまいります。</p>
36	<p>発達障がい者に特化した内容の冊子作成、配付。また、拠点となる各支援センターごとに専門知識のある相談員を常に配置。（冊子に特に記載してほしい内容）成人の当事者及びその家族のために提供している支援サービス。</p>	<p>現状では、町田市では発達障がい者に特化した冊子等は作成しておりませんが、障がい種別に関わらない「町田市障がい者サービスガイドブック」にて、網羅的なサービスのご案内をしております。発達障がいにつきましても、東京都発達障害者支援センターのホームページ等で相談機関の一覧を掲載しております。東京都発達障害者支援センターにおいて専門相談を受け付けているほか、町田市では障がい福祉課・地域の障がい者支援センター・保健所・児童発達支援センター等が相談窓口となっております。成人の当事者の障害福祉サービス等の利用については、地域の障がい者支援センターが相談窓口となります。冊子の作成についてはご意見として賜り、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
37	<p>【訪問系サービス】</p> <p>現場感覚としてとても疑問を持たざるを得ない見込み量です。居宅支援も、重度訪問介護も、また同行援護も行動援護さえ、「必要としている人」が受けられていない現状があるからこそこんな数値で済まされてしまうのでは?と思わざるを得ないような数値です。時間数が足りず我慢している現状があり、結果的にボランティアで埋めざるを得ない現状は</p>	<p>障害福祉サービス等の見込み量については利用実績の伸び率や将来的な利用人数の増加等も加味して検討しております。</p> <p>一方で、訪問系サービスについては、ヘルパーの人手不足が背景にあり、利用時間数が実際のニーズよりも少なく抑えられてしまっているのではないかとのご指摘もいただいているところです。</p>

	<p>とても健全な福祉サービスとは言えない。「求めたサービスが得られない!」という声が市中に蔓延することこそが、「必要な人が支援を受けられなくなる」一番の原因だと自覚しもう一度この数値見込み量を見直していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、福祉人材確保に取り組むとともに、障がいのある方の様々なニーズに応えられるよう、計画の推進にあたっては、より丁寧なニーズの把握につとめてまいります。</p>
38	<p>地域生活支援事業の訪問入浴サービスについて、現時点で利用枠に空きがなく、利用したくても出来ない人がいるが、見込量（30人）に変化がありません。人数を増やしていくことを検討してほしい。</p>	<p>現時点では、利用者すべてのニーズに応えられていない状況があることを認識しております。</p> <p>訪問入浴サービスは、訪問入浴サービス事業を実施している町田市社会福祉協議会に対し町田市が事業補助を実施しています。町田市社会福祉協議会への補助を継続するとともに、同サービスの効果的な運営について検討してまいります。</p>
39	<p>訪問入浴サービスの事業所数を増やすことも必要ですが、同性スタッフのサービスの提供ができないと、利用に結びつかない例もあります。性別を無視してはできないサービスだと思います。より中身も充実できる方向性になるとよいです。</p>	
40	<p>重度訪問介護の外出加算の中に通院加算も含まれると考えられているようだが、外出は社会参加と余暇活動、通院は身体を維持するために必要不可欠なものである。この2つは別々に考え、それぞれ算出するべきではないのか。</p> <p>また、各加算の性質の項目に、「目的外の利用はできない」という文言があるが、せめて「利用すると見込まれる時間」に文言を変更できないものか検討してほしい。</p>	<p>町田市の重度訪問介護の支給基準については、市内事業所や障がい当事者と協力して検討会を開催し、2016年に作成いたしました。</p> <p>同基準については、その後も市内事業所や障がい当事者と毎年意見交換会を行っておりますので、いただいたご意見等は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>重度訪問介護の就寝時加算は現在3時間しか認められていないが、重度障がい者にとって、3時間では到底足りず、基本時間から補填せざるを</p>	

	<p>得ないため、日中に十分なサービスが受けられなく可能性も出てくる。睡眠時間は障がいがあってもなくても必要なものである。「加算」という形ではなく、必要な場合には、必要な分だけの介助時間数を追加できるような仕組みをお願いしたい。また、加算が認められるのにかなりの日数がかかる場合も多く、申請自体を諦めてしまうこともあると思う。申請があった場合にその都度会議を開くことなど、今よりも使いやすい仕組みを作っていただきたい。（同様意見他4件）</p>	
42	<p>P17に「必要としている人が支援を受けられるように周知していく必要がある」とあるが、具体的にどう周知するのか?また、周知しても実際にサービスが思うように受けられない経験をすると、かえって失望させることになりかねないので、現状を踏まえながらより具体的な支援目標を立てて欲しいです。</p>	<p>計画策定にあたり実施した調査において、サービスを使わない理由として「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えた人が多かったことから、市では、サービスの周知をはかっていくことが必要と考えています。</p> <p>7 情報アクセシビリティのことの主なとりくみ・重点施策15に記載のとおり、障害者手帳を持っていない人やサービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、分かりやすい情報提供につとめてまいります。</p>
3日中活動・働くこと		
43	<p>市内には、生活介護事業所、特に医療的ケアや重い障がい(車椅子利用者含む)のある人の学校卒業後の受け入れ先が圧倒的に足りない。市内の拠点ごとにその様な場があれば、一カ所に集中することなく、受け入れ体勢にゆとりが出来る。事業所開</p>	<p>新規開設だけでなく既存の事業所も含め、特に重い障がいがある人の受け入れ先が増えるよう、重点施策6の中でとりくんでまいります。本計画では生活介護の利用者数の見込量を設定し、見込量に合った支援体制が確保できるよう施策を推進してま</p>

	設の積極的な支援をお願いしたい。 (同様意見他 3 件)	います。なお、見込量の中には、重い障がいや医療的ケアのある人も含まれます。また、特定の事業所に集中する現状については、地域ごとのニーズを把握し、それをふまえたうえで開設を促進してまいります。
44	生活介護事業所、重い障がいや医療的ケアのある人の受け入れ先は量・質ともに明らかに不足している。医療職を含めた人手不足や金銭的な問題で、何処もギリギリの状況。市はヘルパーの育成や事業所への紹介なども同時に考えないと、言葉の一人歩きになってしまう。具体的な対策・目標を計画に盛り込み、事業所との情報共有や手厚い支援をお願いしたい。(同様意見他 1 件)	事業所支援のあり方については重点施策 6、人材対策については重点施策 20 のとりくみで、年度ごとに具体的な目標値を設定し推進してまいります。
45	強度行動障がいについて、研修等もあるようですが、研修を受けてもその内容が実践されているのか疑問です。座学みの研修では、その内容を実践する人はごくわずかな上に、職場にそのやり方を受け入れる土壌がないと実践されないという話を聞きました。好事例集を作っても実践されないのでは意味がないと思います。好事例集を活用するための方策を考えてほしいと思います。	重点施策 6 の中で、好事例集の活用に向けた検討を行います。いただいたご意見をふまえ、実際に事業所で実践できるような方策についても検討してまいります。
46	医療的ケアのある重症心身障がい者が利用出来る短期入所施設が、慢性的に不足しています。コロナ禍で尚更、市内の短期入所先を利用することが家族としても安心できるのではと考えます。町田市内に新施設の開設を切に期待しているとともに、既存の事業所への改修改築、看護師配置などの予算措置を引き続き望んでいます。	医療的ケアを含めた特に重い障がいがある人のニーズが高いことをふまえ、短期入所の開設促進をはかってまいります。改修や改築の費用補助、看護職員等の配置加算は、東京都の制度があります。

47	<p>重度の身体障がい、今まで利用できた1日だけのショートステイが、このコロナ状況下で利用できなくなりました。施設側の利用基準が変わり、3日以上での長期利用のみ。私たち家族や本人の自立に向けた練習もできず、困惑しています。従来通り1日ショートステイができるよう対策をお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクなども考慮して、各事業所において利用基準を検討している実情があります。今後も支援のあり方などについて注視してまいります。</p>
48	<p>市内には就労支援A型が1つしかない。A型を含め、作業所を増やしてほしい。発達障がい者のさまざまな特異性に適した選択ができるよう作業の種類を多様化し、それぞれの特徴を生かせる就労支援、事業所を支援、検討して欲しい。(同様意見他1件)</p>	<p>就労継続支援A型は雇用契約にもとづくため、最低賃金の確保が必要です。事業所は厳密な運営体制が求められており、事業者にとっては容易には開設しづらい現状があります。A型事業所が少ないこと、多様な作業のニーズがあることをふまえたうえで、開設を促進してまいります。</p>
49	<p>障がい当事者の日中活動の場の充実単に場所だけでなく、通所の楽しみや生きがいを実感出来る場所にして欲しいと思います。 通所してもつまらない所だと苦痛と感じ逆効果になります。</p>	<p>事業所の第三者評価では、利用者からアンケートで意見を伺う機会があります。各事業所に対する意見を活かして運営を改善できるよう、事業所の第三者評価受審の促進にとりこんでまいります。また、いただいたご意見をふまえ、日中活動系事業所の開設相談の際には、充実した活動内容の重要性について、事業者に対し説明してまいります。</p>
50	<p>日中活動については地域ニーズとも対応するため、単にケース紹介では活動拡大になるかははっきりしない。モデル事業を実施もしくは研究調査して、その効果について報告・公表すべきである。特に、市事業である障がい者スポーツ大会、まちだミュージックフェスティバル、障がい児スポ教室、障がい者青年学級についてはその意義・効果について利用者・福祉事業所のアンケートや第</p>	<p>いくつかの市事業に関しては、事業所へのアンケートの他、効果も含めた事業報告の公表など、部分的に実施しているところです。いただいたご意見を参考に、今後の施策に活かしてまいります。</p>

	三者評価など定期的に評価し、その結果を公表すべきである。	
51	<p>肢体障がい者でも、合併症として精神障がいになる方も多くいます。こういう方は、特に自宅にこもりがちになります。人手は必要ではありませんが、酷くなった人に支援を向けるのではなく、軽度の人も重複の人も利用できる医療、福祉、保健を、このコロナ禍だからこそ安全なコミュニティやカウンセリングや相談のできる地域活動センターを各地区に設置、活動できるような支援方針を構築して欲しい。</p>	<p>各地域の障がい者支援センターで相談等の支援をおこなっています。また、地域活動支援センターまちプラでは、各種プログラムや相談支援を実施しています。地域活動支援センターの増設は予定しておりませんが、ご意見として承ります。</p>
52	<p>「専門知識を持った方を中心として、精神・発達障がいの青年たちが安心して集える場所を確保してください」自己肯定感を高めた当事者が親亡き後も安心して暮らすことができるのは、老齢の親にも安心なことです。小さなことでもよいので、人のため社会のために役立つことをする幸福感を感じて、健康的な生活ができるような工夫を共有していける拠点を是非町田に作ってください。青年学級や障害者卓球教室の参加者のほとんどは身体・知的障害の方が中心だと思えます。</p>	<p>自主活動やピアサポート等の事例研究のとりくみの中で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
53	<p>身体障がいでも様々なサポートが必要なため、就労先を見つけるのに大変苦労した。現在、重度訪問介護を利用して就労することは認められていない。職場介助等助成金等は条件が多く、誰もが利用できるものではない。働きたいのに働けない・能力があるのに発揮する場所がない現状の</p>	<p>就労場所は広範囲にわたり、町田市の人々が様々な場所で就労するだけでなく、市外の人々が町田市内で就労することもあります。市区町村にて実施の判断が委ねられた事業ですが、この課題は特定の市区町村だけではなく、より広域的なものと考えます。他市とも連携を図りながら国や</p>

	<p>制度に疑問を感じずにはいられない。障がい者の就労へのハードルを解消し、多くの人が就労の場を得られるよう、雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業を町田市でぜひ実施してほしい。ダイバーシティ推進の一環として実施し、障がい当事者の就労による地域貢献が当たり前になることを願う。（同様意見他1件）</p>	<p>東京都への課題提起・要望行動について検討していくとともに、引き続き、他のサービスも含めどのようなことができるか研究してまいります。</p>
54	<p>学校卒業後、障がい者枠で企業に就労したものの辞めた後、アルバイト等で生活している人たちは福祉に繋がっていない（切れてしまう）人が多く心配になります。就業・生活支援センターは、企業とか本人（親）から連絡がなければ、特にセンターの方から連絡を取ることはないのだと思いますが、定期的に連絡を取るなどして、繋がりが切れないようにできないもののでしょうか？こういう人たちは潜在的なサービスの利用ニーズがありながら情報の入手方法や手続き等の方法を知らなくて利用に繋がれていないと思います。</p>	<p>支援に繋がっていない人の場合は情報がなく、就労・生活支援センター等から連絡をとることは困難です。ニーズがありながらも情報や手続き方法が分からず困っている人に対しては、まずは利用できる支援機関を知っていただくことが必要と考えます。重点施策15など「7 情報アクセシビリティのこと」の分野のとりくみの中で、分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
55	<p>精神障がい者や発達障がい者の就労場所の確保。一般の職場の仕事内容そのままではなく、データ入力のみなど発達障がいの特徴を加味した限定的な仕事や、個々の得意な部分を活かす仕事を考える工夫をし、雇用を生み出す提案を企業にしてほしい。就労場所を増やし、定期的な職場と本人との調整、定着支援をしてほしい。</p>	<p>現在、商工会議所や公共職業安定所、市内企業などと連携しながら、企業等の事業者向けのセミナーを支援しております。障がい特性の配慮や得意分野を活かした内容で、企業等が積極的に仕事を工夫し雇用を生み出す提案ができるよう、引きつづき企業等へ働きかけてまいります。また、就労定着支援サービスの利用促進をはかり、長く働きつづけられるよう施策を推進してまいります。</p>

56	<p>発達障がいに関し、特化した冊子を作成し、就労（一般就労、特例子会社、就労移行支援事業所、就労継続事業所）具体的リスト、就労実績などを記載してほしい。これに関連して、就労実績障がい理解と職場での定着を目的として事業所、雇用する企業側、ハローワーク、支援機関、そして本人が定期的に互いの困り感、問題点を共有し改善に向けた話し合いの場を設けてほしいです。</p>	<p>現状では、町田市では発達障がいに関し、特化したガイドブック等は作成していません。障がい種別にかかわらず、網羅的な情報を掲載した「障がい者サービスガイドブック」の作成・配布をおこなっております。東京都では、東京都発達障害者支援センターのホームページ等で相談機関の一覧を掲載しております。特例子会社を含めた一般就労先については、ハローワークが相談窓口となります。就労移行支援事業所、就労継続事業所に関する情報は、地域の障がい者支援センターが相談窓口となります。冊子の作成については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>本人、支援機関、企業等における話し合いの場については、支援機関による就労定着支援で、支援者の職場訪問等を通じて実施しております。</p>
57	<p>障がい者の就労支援として、単に働く場所を作るのではなく、その当事者自身が企業にとって必要な人材となるように、また当事者自身がそうなれるように仕事がしやすい環境を整備してもらえたらと思います。</p>	<p>商工会議所や公共職業安定所、市内企業などと連携しながら、企業等の事業者向けのセミナーを支援しております。このセミナーを通して、障がい者雇用の考え方や職場環境の整備について企業等に働きかけてまいります。</p>
58	<p>市の施設を新設する際には、可能な限り、障がい者が働く場をつくってほしい。</p> <p>働く場の確保とともに、広く市民と接する機会を得ることにより、理解を広げてほしい。</p>	<p>市施設における障がいがある人の働く場の確保について研究してまいります。なお、指定管理施設においては、指定管理者への要請事項として障がい者雇用について掲げております。</p>
4 相談すること		

59	<p>経済的な理由もあるが、医療機関に行かない、行かれないなどで、身体的や精神的に障がいになってしまった方など少なからずいます。そのような方々に民生委員や市役所の方が訪問し、福祉が受けられるように支援体制を強化してほしい。（同様意見他1件）</p>	<p>重点施策10において、課題を抱えつつも、相談先が分からず孤立してしまっている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）やその他関係機関が連携し、相談支援を行えるよう、支援体制の充実につとめてまいります。いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
60	<p>障がい当事者がサービスを知らなかったり、サービスを知っていてもどのように生活の中で使うのか？サービスを使った生活の組み立て方がわからない方がいます。実際に自立生活へつなげて行けるよう介入していきける立場の人間は必須だと考えます。障がいということを出さずに、「困り感」についてサービスが受けられるかもしれませんというようなアプローチ、初期段階から福祉がかかわれる環境を作してほしいです。（同様意見他2件）</p>	<p>いただいたご意見を参考に、サービスを知らない、サービスを知っていても活用が難しい方の自立生活につながるような相談支援を行えるよう、相談支援体制の充実にとりくんでまいります。</p>
61	<p>発達障がいの特化した冊子を作してほしい。記載内容として、中高校生で障がいに気づいた人に福祉サポート校（通信制・単位制の説明、高校卒の資格取得等）都立・県立高（クリエイティブスクール、通信性等）の障がい、と同時に、進路の悩みや学習面での困難を理解し、進路の選択肢をアドバイスできる教育面での専門家の配置。</p>	<p>現状では、町田市では発達障がいの特化した冊子等は作成してありませんが、障がい種別に関わらない「町田市障がい者サービスガイドブック」にて、網羅的なサービスのご案内をしております。発達障がいにつきましては、東京都発達障害者支援センターのホームページ等で相談機関の一覧を掲載しております。東京都発達障害者支援センターにおいて専門相談を受け付けているほか、市内では障がい福祉課・地域の障がい者支援センター・保健所・児童発達支援センター（18歳以下）等が相談窓口となっております。</p>

		各窓口で相談を受けた場合でも適切な相談先につなげるように、連携を行ってまいります。冊子の作成についてはご意見として賜り、今後の施策の参考にさせていただきます。
62	コロナ禍で利用を控えるサービスがあります。サービス等利用計画のモニタリングでも「コロナで利用控えた」で片づけられている人がたくさんいます。一方で、利用者の心理状態や体力・ストレス等に注目し、代替案を考えてくれたり、日中通っている施設の個別支援を一緒に見直してくれる相談支援員もいます。コロナ禍がいつまで続くのかわからない中、より一層利用者に寄り添った支援を受けられるような計画を考えてください。	いただいたご意見を参考に、利用者の状況に寄り添った計画相談支援が行えるよう、各障がい者支援センターへの技術的助言や、民間の相談支援事業所に対する研修・連絡会等による支援体制の強化につとめてまいります。
63	相談支援について 各事業所の専門性に加え、立地の整備を早急に行ってください。車いすを利用される方、駅やバス停から雨にぬれずに行ける場所や車で行く場合も乗り降りしやすい駐車場の確保（1、2台では足りません）。目の不自由な方も駅やバス停から遠いところは大変危険です。支援センターの中には点字ブロックの案内がないところもあります。改善をお願いします。	各事業所の支援体制の強化については、重点施策9のなかでとりくんでまいります。また、各事業所の専門性・障がい者支援センターの利便性が向上するようつとめてまいります。
64	各支援センターに、発達障がい者、精神障がい者に関して知識や理解のある方に従事していただく。または、地域で分けるのとは別に、発達障がい者、精神障がい者専門の支援センターを作っていただく。現状、それぞれの支援センターによって得意分野に差があり、統一感がないよ	いただいたご意見を参考に、各地域の障がい者支援センター間での支援力を平準化し、利用者に寄り添った相談を行えるように、各障がい者支援センターへの技術的助言や研修等による支援体制の強化につとめてまいります。

	うに感じる。発達障がい者、神障がい者に対して理解し、寄り添う対応ができていないところがあり、支援の格差が大きい。（同様意見他1件）	
65	地域割りの該当地域の支援センターは、我が家からは交通の便が悪く、非常に行きづらい。一方、別地域のセンターは徒歩圏内のため、希望によってはセンターを移すなど、柔軟な対応をお願いしたい。	相談支援に関する障がい者支援センターの管轄地域については、ご利用者様の居住の地区によって決定されています。ご理解のほどよろしくお願いたします。なお、申請手続きに関しましては、障がい福祉課をふくめ、各地域のいずれの障がい者支援センターでも可能となっております。
66	地域連携協議会がいまだに町田市では整備されていないが、障がい者支援センターごとでは横断的な対応が難しいのではないか。地域間の相違はありながら、利用者は市内各地より集まるため、まずは地域・団体・関係者のムラとズレを埋める努力が必要ではないか。	いただいたご意見は、地域生活支援拠点等の設置にあたり、地域での体制づくりの施策のなかで参考にさせていただきます。
67	大人の発達障がいの方が計画相談を探してもほどこもいっぱいです。計画相談はとても重要な要素なので発達の人が計画相談をしてもらえる専門の計画相談支援の事業所を開設・支援してほしい。	市内の計画相談支援事業所の支援力の充実にとりくむとともに、いただいたご意見は、計画相談支援事業所の開設相談の際に伝え、市内ニーズに合った事業所の開設が進むようとりくんでまいります。
68	市内相談窓口発達障がいの診断を受けている・いないに関わらず、本人の困り感を話せる、聞いてもらえる窓口の設置を求めます。	本計画では、困り事があっても相談先が分からなかったり、障がい福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討していく予定です。いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。
5 家庭を築くこと・家族を支えること		

69	<p>発達障がい者（精神障がい者）が家族に対してDV（暴言や暴力）を行う場合の当事者と家族の支援。具体的には、グループホームの入所など町田市の支援制度を申請する時に使える制度であるケアマネジャー（計画相談支援）を家族と当事者と関わる形でつけられるようにしていただきたい。そして、医師、訪問看護、就労支援センター、家族が関わるNPO法人などとケアマネが調整・連携して当事者の自立に向けて、当事者と家族のサポートをしていただきたい。</p>	<p>本計画の重点施策4では「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉の連携」を掲げ、精神障がいがある人が地域で暮らせるように、保健・医療・福祉関係者のネットワーク会議を設置する予定です。いただいたご意見は、施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
70	<p>重点施策11について 医療的ケアを含む短期入所の施設が近くにほしいです。申し込みをしても既存の施設では入れない事が多いです。緊急一時についても医療的ケアの施設は島田療育センターしかなく利用している方がいると入れません。短期入所は1ヶ月～2ヶ月前の申し込みの為利用は難しく困ることが増えています。特に成人の場合は放課後等デイサービスなど利用できる所がないのでとても不便な状況です。レスパイトができる所は利用できるよう今後も支援して頂きたいです。</p>	<p>重点施策11においては、レスパイトケアを行う短期入所事業所の基盤整備にとりくむ予定です。 いただいたご意見をふまえ、医療的ケアを含む重度の障がいのある方が利用できる短期入所事業所の基盤整備にとりくんでまいります。</p>
71	<p>負担の大きい家族への支援 問題が表面化しないのは家族の犠牲の下に成り立っていることが多く、福祉の力を必要としています。助けを求める人を待つだけでなく、助けを求める人を探し出してください。</p>	<p>重点施策10において課題を抱えつつも孤立してしまっている障がいのある人・家族に対する情報提供や相談支援、訪問支援を行っていく予定です。 いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
72	<p>障がい児や障がい者の家族を支える仕組みで、レスパイトケアだけではな</p>	<p>「障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実」につい</p>

	<p>く、もっと介入して生活訓練など出来るような仕組みがほしい。相談がたらい回しにならないようにしてほしい。</p>	<p>でも、5 家庭を築くこと・家族を支えることの「主なとりくみ」に掲げております。いただいたご意見は施策に取り組む際の参考にさせていただきます。</p>
73	<p>重点施策11について 私の働いている事業所では宿泊を伴わない医療的ケアのある重度障がい児者レスパイト事業を補助金事業として長年町田市でやらせていただいております。施策にありますようにきょうだい支援家族支援が必要な方がいらっしゃるので、短期入所だけでなく、日中のレスパイトについても施策として出していただけたらと思います。今現行の制度では市区町村が行う重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業が利用できるかと思ひます</p>	<p>本計画においては、重点施策として、現在不足している重度の障がいがある人が利用できる短期入所事業所の基盤整備に取り組む予定となっております。 ご指摘の「重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業」については、東京都や他市の状況を研究してまいります。 いただいたご意見は、施策に取り組む際の参考とさせていただきます。</p>
74	<p>全介助の障がい児が二人いる状況で、母親である私が突然の入院で身動きできない状態になった時、入院期間の緊急一時入所を申請したが不可の判定だった。ある程度の基準も設定しないといけないと思ひますが、状況次第で必要な時には柔軟に対応できることも必要かと思ひます。</p>	<p>緊急一時入所については個別のケースごとに、基準に従って判断を行っております。 今後も、事案の緊急性を鑑み、実情に応じて対応してまいります。</p>
75	<p>女性の障がい者で結婚・出産・子育てをしてみたい人もいないかと思ひます。そういったこともしてみたいと思ひたときに、相談できる場所や支援体制が整っていれば、将来、人生の選択肢が広がり希望が持てるのではないかと思ひます。なので女性の障がい者に向けた支援体制（病院との連携、費用補助、車いすで入</p>	<p>障がいのある方の出産・子育てに関して、市では十分な事例把握ができておりません。いただいたご意見をふまえながら、次期計画期間においてピアサポート事例の研究を行うことを掲げます。</p>

	りやすい病院など) もより具体的に示してほしい。	
76	<p>障がい当事者の出産経験、育児経験者（継続中）としては、ピアサポートはもうすでに研究している段階ではないと思われます。具体的にどう施策に盛り込んでいくかを明記していただきたいです。</p> <p>また、既存の障がい福祉サービスの障がい区分判定で受けられるサービスだけではなく、子育て支援も考慮して通常の福祉サービス以外のサービスも受けられるようにして欲しいです。</p> <p>さらに、妊娠初期からの心のサポート、子育て中の心のサポートは、ピアでしかなしえないことと感じています。そこをきちんと制度化し、住み慣れた街に住み続けられる施策へと繋げて行って欲しいと思います。</p>	<p>当事者による、出産・子育てについてのピアサポートについて市ではまだ十分な事例把握ができておりません。いただいたご意見をふまえながら、本計画期間において研究を行ってまいります。</p>
6 保健・医療のこと		
77	<p>重度の障がいの車いすの患者が18歳以上又は15歳以上のこともあります。小児科の受診を断られるケースが多発しています。その後の医療とのつながりに不安を感じています。特にてんかんなどの薬の調整が一番不安で、どこにお願いしたらいいのか、受け入れてもらえる病院があるのかが全く分からない状態です。町田市民病院の中に、ほかの病院にあるような生涯科があると市民の安心にもつながると思います。</p> <p>(同様意見他2件)</p>	<p>いただいたご意見につきましては地域における医療の提供体制に関するものとして「まちだ健康づくり推進プラン(町田市保健医療計画)」を所管する部署に共有させていただきます。</p>
78	<p>町田市民病院にNICUができ、助かる命が増えたことはありがたいことですが、それに伴い市内には重い障害や医療的ケアがある子どもも増</p>	<p>重い障がいや医療的ケアが必要であるなど、福祉的な支援が必要とされるお子様に関しては、子ども発達支援計画(障害児福祉計画)を策定し</p>

	<p>えています。ぜひ成長後のことも（保健・医療・日中活動・働くこと）考えたプランをお願いします。</p>	<p>施策の推進にとりくんでおります。本計画では、各成長段階における切れ目のない支援を実現するために、子ども発達支援計画をはじめ、保健・医療、教育等の他の部門計画との整合性に留意しつつすすめております。障がいがあるお子様の成長後を見すえた計画になるよう引き続き検討をすすめてまいります。</p>
79	<p>重い障がいのある人の中には、てんかんや内部疾患などいくつもの小児期発症の疾患を重複していることも多く、成人期医療への移行が円滑に行われていません。診察や投薬を地域でと望む保護者は多いです。ぜひ「障がいがあっても受診できる市内の医療機関」について情報提供をお願いしたいとともに、小児期から成人まで地域で受診できるような医療体制をお願いしたいです。</p>	<p>いただいたご意見のうち、市内の医療の提供体制に関するものにつきましては、「まちだ健康づくり推進プラン（町田市保健医療計画）」を所管する部署に共有させていただきます。また、医療機関に関する情報提供に関しては、市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて実施してまいります。</p>
80	<p>町田市民病院が、他病院と連携を強化してもらえることを希望したいです。また、多摩市にある島田療育センターとも医療面だけではなく、日々の生活介護事業・グループホームなど生活面でも連携をとれるとよいかと思えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、町田市民病院における他の医療機関及び地域との連携に関するご意見として、町田市民病院に共有させていただきます。</p>
81	<p>町田市全体の障がい者の医療発展のためにも、島田療育センターのような専門の医療機関の誘致をお願いいたします。また、町田市以外の病院に通っている人たちも、市民病院や地域の病院で診察やお薬の処方箋を書いていただけるよう、働きかけや仲介を担うとりくみを考えてください。市内の病院にバリアフリー（心も含めて）を呼びかける機会を増やしてください。夜間の救急でもたら</p>	<p>いただいたご意見のうち、市内の医療の提供体制に関するものにつきましては、「まちだ健康づくり推進プラン（町田市保健医療計画）」を所管する部署に共有させていただきます。また、市内の病院へのバリアフリー（心も含めて）の呼びかけに関するご意見につきましては、障害者差別解消法の普及啓発にとりくむとともに、法に基づく相談の機会等を通じ既存施設のバリアフリー化を含</p>

	いまわしにならないようにするにはどうしたらよいか、医療的ケアのある人・家族と一緒に考えてください。（同様意見他1件）	む環境の整備や合理的配慮についての助言等にとりくんでまいります。
82	市民病院に手話通訳を設置してほしい。	本計画では、市内の医療機関や金融機関、商業施設などに対し手話通訳の設置を要請することを重点事業としてかけ、とりくみをすすめてまいります。 また、いただいたご意見につきましては、町田市民病院に共有させていただきます。
83	新型コロナで町田の保健所が市役所内にあることを初めて知りました。もっと市民に保健所の場所を知らせるようにお願いします。	保健所につきましては、市のホームページや障がい者サービスガイドブック等の各種媒体で周知を図っております。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
7 情報アクセシビリティのこと		
84	緊急連絡（手話通訳）に至急連絡したいが、都合の良い人がわからない。連絡してもすぐに返信が来ず、都合が悪くて来られないと次の人を探すのが大変である。何人かに連絡しても対応してもらえない。連絡先が1本でFAX送信して探してもらい、決まったら連絡してもらおうシステムがよい。自分で見つかるまで探せというイメージはよくない。	市役所で通訳者を手配することができない閉庁時間帯の緊急連絡のため、現在は市や業者等による調整が難しい状況となっております。連絡方法に関する課題のご意見として承ります。
85	公共からの郵便物に点字もしくは音声コードの添付 視覚障がい者に墨字で送付されても見ることができません。点字または音声コードの添付により、申請ミスや納税ミスを防止	市では、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を活用し、職員向け研修等において、周知を図っております。一部の部署では、点字等によるお知らせの送付を実施していますが、市全体ですらにとりくんでいく必要があります。

86	<p>重点施策 13 の「手話通訳の普及促進」について</p> <p>①20 年度の現状値が「設置要請」であれば 21 年度～23 年度の目標値には「設置」という言葉が入るのではないのでしょうか?設置要請は目標(成果)にはならないです。</p> <p>②設置要請ではなく、真のニーズはろう者が意思疎通をとる場面において、手話の対応ができる人を計画的に増やすことではないのでしょうか?</p>	<p>①手話通訳者の設置などの合理的配慮は各事業者が行うこととなっており、市が設置することはできません。現在、市では、警察・裁判所・学校・病院といった人権や生命に関わる機関に設置を要請していますが、本計画期間ではこれらの機関に加え、金融機関や商業施設などにも範囲を広げ設置要請をおこないます。なお、素案の内容を分かりやすくするため、事業概要と目標値の文章を修正いたします。</p> <p style="text-align: right;">【答申素案 P51】</p> <p>②意志疎通の支援人材については、登録試験の開催や養成講座の支援を通じて、人材確保・技術向上に努めてまいります。とりくみの方向性は「7 情報アクセシビリティのこと」に記載しております。</p>
87	<p>最近、聴覚障がい者の通信装置としてテレビ電話利用が増えています。来年 4 月から政府が認めた 24 時間電話リレー代理サービスが実施するのでテレビ電話として通信装置の聴覚障がい者の日常生活用具が適当です。町田市以外は対象が OK になっています。</p>	<p>日常生活用具の品目の見直しについては、近隣区市町村の状況等を注視しながら検討してまいります。</p>
88	<p>今は、情報を求めないと得られないことが多いです。病院や金融機関、商業施設などで情報がえられるような施策が検討されていますが、もっと行政からアプローチしてもらえたらと思います。自発的にできない環境や状況の人にも必要な情報を積極的に届けるようになればと思います。</p>	<p>「7 情報アクセシビリティのこと」のとりくみの中で、障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすくなるよう、わかりやすい内容での情報提供につとめてまいります。</p>
8 生活環境と安全・安心のこと		

89	<p>点字ブロックや音響用信号、ガイドレール・スロープなどの設備が不十分です。一人で行動せざるを得ないことも多く、怖さや歩きにくさから外出をためらってしまいます。公共施設への点字ブロックの設置は一人歩きには必須ですが、たくさん行動する場所だけでなく住んでいる地域でも行動しているのです。予算が割り当てられず設備がないところで、不便を感じながら生活しています。よく利用するバス停付近は病院・薬局・コンビニの駐車場への車の出入りが頻繁で、ヒヤリとすることもしばしばです。町田市に多いレンガの歩道は、障がい者はもとより、高齢者やベビーカーにも不評です。ものすごく揺れるので車いすもつらくて、細い裏道を使ったりするので危ない思いをします。視覚障がい者や車いす利用者が、もう少し安心してくれないものでしょうか？（同様意見他3件）</p>	<p>まずはバリアフリー構想の計画に沿って地区ごとに整備を進めますが、生活圏内の設備の課題も含め、長期的に計画を立てながら整備にとりこんでまいります。</p> <p>レンガ調の歩道（インターロッキング舗装）については、車いすの走行などバリアフリー面を配慮した基準で整備しております。揺れがひどい場合は、舗装の整備不良や破損が生じている可能性もあるため、個別に市へご相談ください。</p>
90	<p>車椅子利用のドライバーの場合、運転席ドアを全開にしないと、車椅子で運転席まで入れません。近年コインパーキングが増えていますが、その殆どが車いす対応ではありません。乗降できるスペースがあっても、運転席側にロック板があると車椅子を置けず利用できません。コインパーキングにも車椅子優先スペースを設置する等、行政としての働きかけは出来ないものでしょうか？</p>	<p>市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例等に基づき、駐車場における障がい者駐車区画の整備を促進しています。ロック板が設置されているコインパーキングでの障がいがある人への配慮については、現状ではバリアフリー法等における規定はありませんが、障害者差別解消法に基づくとりくみとして、合理的配慮やバリアフリー化を含む環境の整備について助言等をおこなってまいります。</p>
91	<p>学校内は階段だらけです。保護者が身体に障がいがある場合、そのあたりのことがネックになり保護者が保護者会や参観日を遠慮してしまう場</p>	<p>学校側の障がい理解・合理的配慮が第一に必要と考えます。本計画では、広く市民・事業者（公的機関も含む）に障がい理解を広げる啓発活</p>

	合もあるのではないのでしょうか。学校につくまでの苦労を考えただけでもつらくなってしまいます。	動にとりくんでまいります。設備整備については、学校施設バリアフリー化に関する国の動向などもふまえながら、ご意見を参考にさせていただきます。
92	「福祉輸送(介護・福祉タクシー、有償運送事業者)情報などの外出支援情報を知ることができます」という記述は、問題がないかのような印象を与え、きわめて不適切。介護福祉タクシーは事前予約制で高い、UDタクシーも予約したり呼んだりすると高いことをご存じですか?やまゆり号などの福祉輸送サービスは、予約期間や利用時間に制限があり、申込者が重なれば断られる。休日は会員でないと使えず、会員になるには負担が大きい。	民間事業者が実施する福祉輸送、タクシーは、各事業者が料金や会員制等の利用方法を設定しています。なお、市補助事業のやまゆり号運行サービス及び市民外出支援サービス(あいちゃん号)の利用については、単独で公共交通機関の利用が困難な方を対象に、広く多くの方にかつ公平に利用していただくため、利用対象者や利用回数等を定めています。また、限りのある運行台数において、可能な限り利用者の希望に添えることができるよう、予約のコーディネートに努めております。いただいたご意見をふまえ「2 暮らすこと」の分野にて、障がいがある人の移動を保障するための方策のあり方を検討してまいります。
93	鉄道では車いすあるいは視覚障がい者に対して援助者がいますが、車いすの場合降りる駅への連絡やスロープの担当を呼ぶなど2-30分かかり、思った時間に乗れません。また、バスには援助者がいません。せめて町田バスセンター及びターミナルに援助者を配置して混雑した場所より階段、エスカレーター、鉄道への誘導をお願いしたい。バス運転者が慣れていない、迷惑そうにする、ひどい時は怒鳴られたりします。	民間事業のため、いただいたご意見は関係事業者に伝えていくほか、差別解消法に基づく合理的配慮についての助言等にとりくんでまいります。
94	コロナ禍の中で、相手との接触等を避ける行動を視覚障がい者が判断す	通学や通勤については広域的な課題であるため、国や東京都への課題提

	<p>るのが難しいです。交通事故を避ける瞬時の行動は人間の判断が一番と考えます。通学や通勤に同行援護を使えるようにしてほしいです。予算のことがハードルを上げ、私たちの安心が保証されていません。有効な判断を進めていただきたい。</p>	<p>起・要望行動について検討していくとともに、引き続き、他のサービスも含めどのようなことができるか研究してまいります。</p>
95	<p>車椅子利用者優先の駐車スペースに、本来必要のない人が車を駐車してしまい、本当に必要な人が利用できないことは多々あります。駐車禁止等除外標章を持っていても、安全に・安心して駐車できる場所は極々少ないものです。</p>	<p>駐車や駐輪などのマナーの向上については、広報や啓発活動を実施してまいります。</p>
96	<p>避難所に行くことがかなり困難な状況です。自宅にいても気にかけてもらえることがわかるようにしてほしいです。避難所に行くことの難しい方がたくさんいるため、個々に対応できる支援をお願いします。 スムーズに自宅から避難所まで移動できるように送迎サービスの仕組みを作っていただきたい。（同様意見他1件）</p>	<p>市では、災害発生時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方（身体障害者手帳1級2級、東京都愛の手帳1度2度、要介護度3から5のいずれかに該当している方）を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から関係機関や地域等と名簿を共有しています。なお、災害発生時は、個別の移送という形ではなく、名簿を共有する関係機関や地域等における重層的な避難支援体制の構築に取り組んでいます。 いただいたご意見は、今後、避難支援に関するとりくみを推進する際の参考にさせていただきます。</p>
97	<p>大雨情報、避難情報はメールで受信でき情報は伝わるようになっていきます。しかし実際に逃げられる状況にない方々への支援はどのようになっているのでしょうか？支援につながっていない手帳所持者の方々へ災害時の避難方法など、支援センターを中心に考えていただけたらと思います。</p>	
98	<p>避難行動要支援者名簿に名前が掲載されていることを本人に知らせてください。自治会等に協力の呼びかけをする場合、どんな協力が必要かを伝えなければ的確な準備ができません</p>	<p>身体障害者手帳1級2級、東京都愛の手帳1度2度、要介護度3から5のいずれかに該当している方を対象とした町田市独自の「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関等</p>

	<p>ん。そのためにも本人への確認が必要です。国の決まりで不可能ならば町田市独自の名簿を作成してください。災害時に本当に役立つ名簿が必要です。</p>	<p>(町内会・自治会においては提供を希望する団体のみ)と共有していることは、市ホームページ等において周知をしています。なお、町内会・自治会における災害時の要配慮者への支援方法等は、それぞれ地域の実情に応じて各々取り組んでいるところですが、その取組等をさらに進めるため、市では「町内会・自治会、自主防災組織の災害時における要配慮者把握マニュアル」を作成し、地域に取組の浸透を図っているところ です。</p>
99	<p>昨年の台風の際、当事業所が避難所として会員の重度障害者を受け入れることができました。これが長期になった場合、一事業所では限界もあり、避難の支援に残ることなど多くの職員は難しくなる。一事業所の頑張りを当てにするような防災対策ではなく、公の避難所に避難するのが困難な障がい者を大きな箱ではなく、計画的にまた地域事業として、日頃から支援している各事業所と支援センターや役所が連携して、障がい者の防災支援ができるように、計画を立て予算建てして欲しいです。</p>	<p>避難施設の体制としては、地域の学校等が避難施設となり、福祉事業所等は二次避難施設として機能します。事業所内での活動中に災害が発生した場合は、事業所ごとで避難支援をおこなう必要があります。ご意見のように一般の避難施設ではない事業所等での自主的な避難者の受け入れを含め、市役所との速やかな情報伝達・長期化した場合の二次避難施設移送に向けた連絡調整等の仕組みづくりが必要と考えます。公の避難所に避難できない人については、避難行動に関する支援としてとりくみをすすめてまいります。</p>
100	<p>避難所の数が少なく、1ヶ所に人が集まる。健常者なら、人込みや狭いところを移動することもできるが、障がいがあると、狭く混んでいる場所の利用は難しい。また、車いす対応のトイレが1つしかなかったり、自宅から行きにくい場所にあると利用しづらい。坂の上にある避難所では、車いす利用者は行くのが難しい。災害時に使えるように開設され</p>	<p>避難施設内の環境については、重点施策16の中で、障がいがある人に配慮したスペースの確保など避難体制の充実にとりくんでまいります。車いす対応のトイレはどの避難施設も多くはないため、ポータブルトイレなどの備品を各避難施設に配備する必要があると考えます。また、避難行動要支援者名簿をもとにした避難行動の支援体制づくりや、災害時等</p>

	るのが避難所なので、すべての人が使いやすいものにしてほしい。	支援バンダナの活用をすすめてまいります。
101	障がい種別に特化した避難所や避難方法を確立してほしい。(例:行動障がいがあっても過ごせるスペースのある避難所、聴覚障がい者に合わせた手話通訳や要約筆記者のいる避難所)	障がいがある人の特性に配慮した支援・情報伝達をおこなう体制をととのえるほか、障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、特性に応じた適切なケアをおこなえるようにとりくんでまいります。いただいたご意見はこれらの施策を具体的に進める際に参考にさせていただきます。
102	障がい者支援センター(地域生活支援拠点)で面的整備を図り一時緊急避難所としての機能を持つ目標ですが、市内5か所でまかなえるとは思えません。実際の状況と大きくかけ離れたことを載せた、言葉だけの計画になっていないでしょうか?	地域生活支援拠点としての役割は、災害時の避難所としての機能ではなく、家族や介護者が急に不在となった時の短期入所や緊急受入れ先の調整を行う役割となっております。
103	二次避難所になっている施設でもトイレの簡易ベッドやバッテリー等、設備が整っていないところがあります。地域との連携や二次避難所の連絡会等、設備と合わせて支援してください。自宅での安全な避難の仕方や準備しておいた方がよいもの等の情報提供も助かります。	物資については、二次避難施設の開設の際に一次避難施設(一般の避難施設)から移送します。支援の性質上特に設備が必要な人に対しては、個々に対応し、設備のある二次避難施設に移送できるよう検討いたします。また、二次避難施設の連絡会等は現在も実施しております。いただいたご意見は、施策の参考にさせていただきます。
9 差別をなくすこと・権利を守ること		
104	いよいよ町田市でも障がい者差別を解消するための条例を制定されること。東京都や他県他市でもすでに制定されておりますので、それらを参考に、町田市独自のより良い条例を1日でも早く制定していただけるようお願いいたします。	障がい者差別の解消や障がい理解の促進につながるよう、他自治体の先行事例を参考にしながら、条例制定に向け検討をすすめてまいります。
10 行政サービスのこと		

105	<p>広報に様々なイベントや各種公共・商業施設の案内がのるが、すなわち障がい者の参加・受け入れが可能かはわかりにくい。少なくとも市の広報や学校・大型商業施設、レジャー施設の案内に具体的な可否についての情報を明示し、受け入れの情報開示数をモニタリングしつつ、増やしていけるように方策を具体化してもらいたい。</p>	<p>市の広報では、イベントなどの案内で対象者の記載も行っております。対象者が限定されていない場合は、障がいの有無に関係なくすべての人の参加や受け入れが可能です。障がいがある人がイベントの参加や施設の利用に困ることのないよう、全庁的に障がい理解を深め、適切な配慮と支援をおこなってまいります。</p>
106	<p>なぜ発達障がいという障がい名が市役所窓口に表示されないのか。確かに知的、精神でもダメではないのですが、多様な表現も必要と思う。時代は変わってきているので昔ながらの表示を変えて、よりわかりやすく具体的に表示してほしい。窓口等に発達や高次脳機能などのパンフレット、チラシを置いてほしい。</p>	<p>市は、障がいの種別にかかわらず広く対応しているため、窓口には障がい種別を掲示しておりません。また、パンフレットやチラシについては、お問い合わせに応じてお渡しするなど、窓口での情報提供に努めてまいります。</p>
107	<p>福祉課内でも全く違う業務からの人事異動が頻繁にあるため、専門知識に欠ける職員さんも見受けられます。福祉の現場では長い見守り役が必要とするため、福祉関連に限定的な異動に定め意識向上を図ってほしいと思います。</p>	<p>市では、専任職制度として障がい福祉課を含めた福祉部門に限定した異動となる職員を配置しております。</p>
108	<p>以前に福祉課の手話通訳に関して、失礼な対応をされ嫌な思いをした。通訳者が別の窓口で対応していたため受付を長時間待ち、実際の対応では待たせた謝罪もなく要件を聞かれたり、話し方が悪いこともあった。窓口対応の改善をしてほしい。</p>	<p>いただいたご指摘については、改善に努めてまいります。</p>
109	<p>役場のFAX番号は050ではなく042のものにしてほしい。FAX送信エラーがよく発生するので。</p>	<p>町田市役所では、電話回線、専用機器、用紙を必要とする従来のFAXをより効率的に運用するため、全庁的にインターネット回線(050)のFAXを導入しております。042の番号</p>

		への変更は難しい状況ですが、ご意見として承ります。
110	町田の福祉予算、民生費について推移や財政比率、近隣自治体との比較などを通じ当事者にもわかるよう情報提供すべきである。	町田市の予算については、民生費など予算の内訳も含め町田市ホームページ、広報で情報提供をおこなっております。また、他自治体との比較は東京都がホームページ等で公表しています。
11 理解・協働のこと		
111	身体が不自由なため、保護者会や父兄参観等に参加する際に車を利用するのですが、学校の方針が変わり駐車場が利用できなくなりました。学校もいわば公共の施設だと思いますので、駐車場利用は障がい者はいつでもできるようにしていただきたいと思えます。	いただいたご意見につきましては、学校を所管する教育委員会に情報共有させていただきます。 本計画におけるとりくみとしましては、「障がいがある人が感じておられる困難（社会的障壁）」や「障がい」について、広く市民・事業者（公的機関も含む）に理解を広げる啓発活動にとりくんでまいります。
112	文部科学省も教育委員会による障がい者雇用が不十分であると述べています。町田市の教育委員会での障がい者雇用の実態はどのようなものでしょうか。また、小中学校ではどのくらいの障がい者の方が働いていらっしゃるのでしょうか。大人である私たちが、まず身近に障がいのある方とともに働き関係を築き多様な人を受け入れる経験をもつことによって、教育の現場でもその経験が生きてくるのではないかと思います。	小中学校で働く職員も含め、町田市教育委員会には障がいがある職員が複数在籍しています。2020年度の町田市教育委員会の障がい者雇用率は、2.43%であり、教育委員会の法定雇用率2.4%を達成しています。 今後も市役所全体の法定雇用率達成に向けて、引き続き障がい者雇用の推進に取り組んでまいります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。
113	現存するボランティアの発達障がい者家族会に対して関わってくださっている支援者への謝礼金の助成。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
114	重くても単一の障がいと最重度でなくても重複した別々の障がいを持っているのとでは、周りに溶け込むこ	障がいは個別性の高いもので状況は人によってさまざまあることを認識しております。

	<p>とに関してはどちらがしやすいかは明らかだと思う。障がいに限らず「大多数の人と同じ」ではない人が少しでも生きやすいようになってくれたらありがたいと思います。</p>	<p>本計画では障がいがある人に関する施策を記載しておりますが、その実施にあたっては、さまざまな障がいや個別の状況に配慮してすすめてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
115	<p>支援者の人材確保が難しくなっています。人材育成も介助を継続していくための大切な要素です。こちらへかける費用が削られることがないようにお願いいたします。</p>	<p>支援人材の確保・育成に関しては課題として認識しております。「理解・協働のこと」の分野における重点施策として支援人材対策事業にとりくんでまいります。</p>
116	<p>福祉人材の育成に力を入れてほしい。今はどこの事業所もヘルパー不足だというのが、多くの障がい者はヘルパーがいないと自由に自己選択と自己決定をする生活自体が成り立たなくなってしまう。なので、福祉の講習会などを開いて幅広い年齢層が福祉分野に興味を持てるように取り組んでほしい。</p>	<p>いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
117	<p>市職員、教員全員への人権啓発を徹底するべきではないか。</p>	<p>本計画では、人権啓発に関することとして、障がいや障がい者差別についての理解促進と普及啓発にとりくんでまいります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。</p>
118	<p>市役所の方も、市議会議員の方も、「障がい者」になる日を作ってみただけませんか？一日朝自宅から帰宅するまで、車椅子体験、目が見えない体験、耳が聞こえない体験、ついでにベビーカーを使ってみるなどです。</p>	<p>行政に携わる人間の障がい理解が重要であることを認識しております。いただいたご意見につきましては、「理解・協働のこと」の分野における重点施策である理解促進研修・啓発事業に取り組む際の参考にさせていただきます。</p>
119	<p>世界自閉症啓発デー、発達障がい啓発週間に合わせた取り組みをしてほしい。10月の乳がん予防月間に、中央図書館での特設コーナーの設置</p>	<p>いただいたご意見につきましては、「理解・協働のこと」の分野における重点施策である理解促進研修・啓発事業に取り組むさいの具体的な提</p>

	や、ピンクリボンを活用した普及啓発活動、ライトアップ、ポスターの掲示などの活動が行われたが、発達障がい啓発週間にも、ぜひブルーのシンボルカラーを使った、同様の取り組みをお願いしたい。	案として受け止めさせていただき、今後の参考にさせていただきます。
120	発達障がいの子を持つ親の会、当事者（成人年代）の会を立ち上げていただきたい。かつて成人期発達障がい者の家族グループがまちプラの前身コラボでありました。発達に特化した理解しあえる会でした。そうした場となる当事者会や親の会は自費運営されていることが多く、維持継続が難しいのが実情です。市の支援サービス情報の一つとして当事者会、親の会を紹介していただき、場所の確保を求めます。（同様意見他4件）	障がい者サービスガイドブック等を通じ、当事者会や親の会の情報提供に引き続きとりくんでまいります。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
第3章 計画の実現に向けて		
121	計画の推進のために…④庁内の連携と市職員の意識向上について 以前、市職員の言葉に辛い思いをしたことがあります。この内容はぜひ取り組んでほしいことです。「当事者の思いを想像できる余裕」があれば実現できると思います。	障がい理解や障がい者差別の解消にむけた取り組みの一環として市職員の理解促進にとりくんでまいります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。
その他		
122	昨年実施の実態調査に参加いたしました。その時の調査票や今回の概要版を読んで感じたことですが、文章にふられたルビは誰を対象にしたものでしょうか？知的に障がいのある人は、ルビがふられても内容を理解できないことがあると思います。最近外国人の為に「やさしい日本語」で表記する自治体が増えていきます。この表記は、外国人だけでなく	知的に障がいがある人等にも本計画の内容が理解しやすいものであることが重要であると認識しております。いただいたご意見につきましては、わかりやすい計画を策定するために参考にさせていただきます。

	障がいのある人や高齢者にもわかりやすくなっています。町田市でも是非進めてください。	
123	こういうものの作成にも障がい者を含めたスタッフでお願いしたい。	<p>ご意見いただいた内容は重要なこととして認識しております。市では、障害者権利条約のスローガン「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」を大切に考えています。</p> <p>本計画の策定にあたっては、その作業を町田市障がい者施策推進協議会の障がい者計画部会でおこなってまいりました。この部会は障害者権利条約の理念を念頭に、過半数を障がい当事者と当事者家族で構成しております。</p>
124	<p>（質問）町田市障がい者施策推進協議会の構成メンバーとそのプロフィール、選ばれた理由を教えてください。その会に希望すれば当事者やその関係者支援者も参加同席することは可能でしょうか。</p>	<p>町田市障がい者施策推進条例に基づき、障がい者施策に関して学識経験を有する方や各分野（福祉、保健・医療、経済、教育、雇用など）において有識のある団体（障がい者団体を含む）から推薦いただいた方に就任いただいています。委員名簿等につきましては、町田市ホームページで公開しております。</p> <p>（トップページ→医療・福祉→障がい者のための福祉→障がい福祉課からのお知らせ→町田市障がい者施策推進協議会）</p> <p>また、現在、障がい当事者の方を含め、公募委員の募集は行っておりませんが、ご希望の方は会議を傍聴いただくことが可能です。</p>

今後の計画策定のスケジュールについて

	障がい者計画部会	障がい者施策推進協議会	事務局
2021年 1月	第6回（1月13日） パブリックコメントの実施結果報告 市長答申素案の検討 計画タイトルの検討	第5回（1月28日） パブリックコメントの実施結果報告 市長答申素案の検討	
2月			パブリックコメント実施結果の公表 市長答申（2月18日）
3月			計画完成（3月中）

計画冊子の種類・計画タイトルについて

計画冊子の種類

- ・全体版
- ・概要版
- ・わかりやすい版（平易版）（ルビ有・わかりやすい言葉で記載する）

計画タイトルについて

●町田市障がい者プラン21-26（前期）

〔第6次町田市障がい者計画
町田市障がい者福祉事業計画（第6期計画）〕

●町田市障がい者施策推進プラン21-26（前期）

〔第6次町田市障がい者計画
町田市障がい者福祉事業計画（第6期計画）〕

●町田市障がい者福祉計画21-26（前期）

〔第6次町田市障がい者計画
町田市障がい者福祉事業計画（第6期計画）〕

これまでの
仮タイトル

(仮称)
町田市障がい者福祉計画 21-26

答申素案

2021年〇月

町 田 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（一番だいじな想い）	3
2 基本視点（大切に考える考え方）	5
3 基本目標（とりくみの大きな柱）	6
4 計画の位置づけと期間	8
5 施策の体系（とりくみの全体像）	10

第2章 町田市がとりくむこと

用語の説明	14
分野別の課題と施策	15
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	15
2 暮らすこと	20
3 日中活動・働くこと	28
4 相談すること	38
5 家庭を築くこと・家族を支えること	42
6 保健・医療のこと	46
7 情報アクセシビリティのこと	49
8 生活環境と安全・安心のこと	53
9 差別をなくすこと・権利を守ること	57
10 行政サービスのこと	62
11 理解・協働のこと	64
国の指針と町田市の考え方	69

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進のために	80
2 計画の点検と評価	83

巻末資料

1 障がいがある人の状況	86
2 サービス内容一覧	94
3 障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧	99
4 区市町村別サービスの提供状況	103
5 計画策定の背景	107
6 計画の検討経過	108
7 計画の検討体制	110

第1章

計画の基本的な考え方

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

1つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さすかった命を大切に
また、だいじにされて生きる権利をもっています。

2つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。
地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。
生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で
必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

3つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり
時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり
支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。
人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく
自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を
一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのち価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※1 を目指していく必要があります。

「生命」の意味
の「いのち」

(1) 差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的配慮※2 が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味
の「いのち」

(2) 障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がもらえる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味
の「いのち」

(3) とともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※1 共生社会 障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※2 合理的配慮 障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

2

基本視点（大切にしている考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（1）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者ではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を単に支援される対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（2）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、障がいの状態、生活の実態などのほか、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視聴覚の障がいをあわせもつなどの重複障がいといった、個別の状況に十分留意します。

3

基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな3つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P7参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

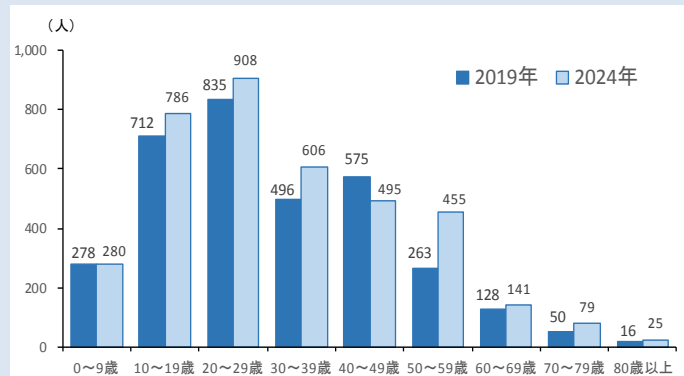
市内の障がい者数は、年平均2.3%増加しています。知的障がい者を例に直近の推計で年代の分布を見ると、後期に入る2024年には50代の増加が顕著となっています。また、この傾向は他の障がい種別でも同様です。

親の世代が80代になることを鑑みると、今後、本人の高齢化に伴う障がいの重度化や、親なき後の生活を支える地域の基盤づくりが求められます。

※手帳所持者数は P86-89 参照

実態調査では、将来望む生活として「住み慣れた町田市で暮らし続けたい」という声が多く寄せられていました。

＜町田市の知的障がい者（愛の手帳所持者）数の推計＞



＜将来望む生活について（自由記述）＞

住み慣れた町田市で暮らし続けたい（145件）

- 必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。
- できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。
- 障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。
- 今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

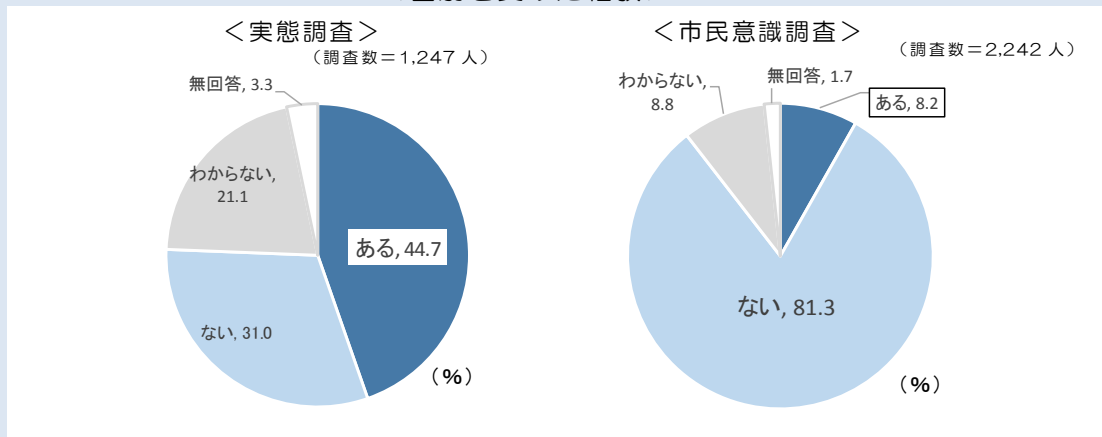
目標 2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

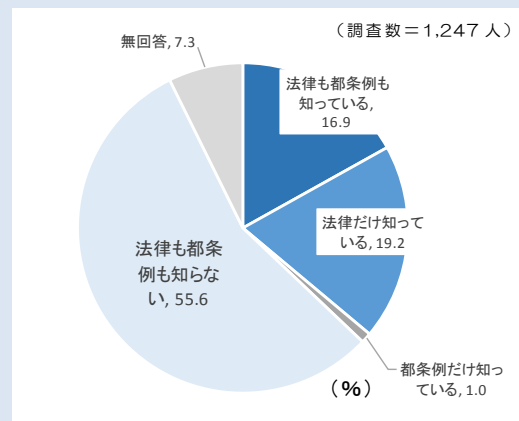
実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7%にのぼっています。一方、市民意識調査では、日常生活で差別感を感じている方は8.2%にとどまっており、障がいの有・無の違いで、経験や認識に大きな差があることが浮き彫りになっています。

<差別を受けた経験>



障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6%にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

<法令の認知（実態調査）>



<町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）>

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は「町田市ホームページ>トップページ>医療・福祉>障がい者のための福祉>障がい福祉課からのお知らせ>町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

4

計画の位置づけと期間

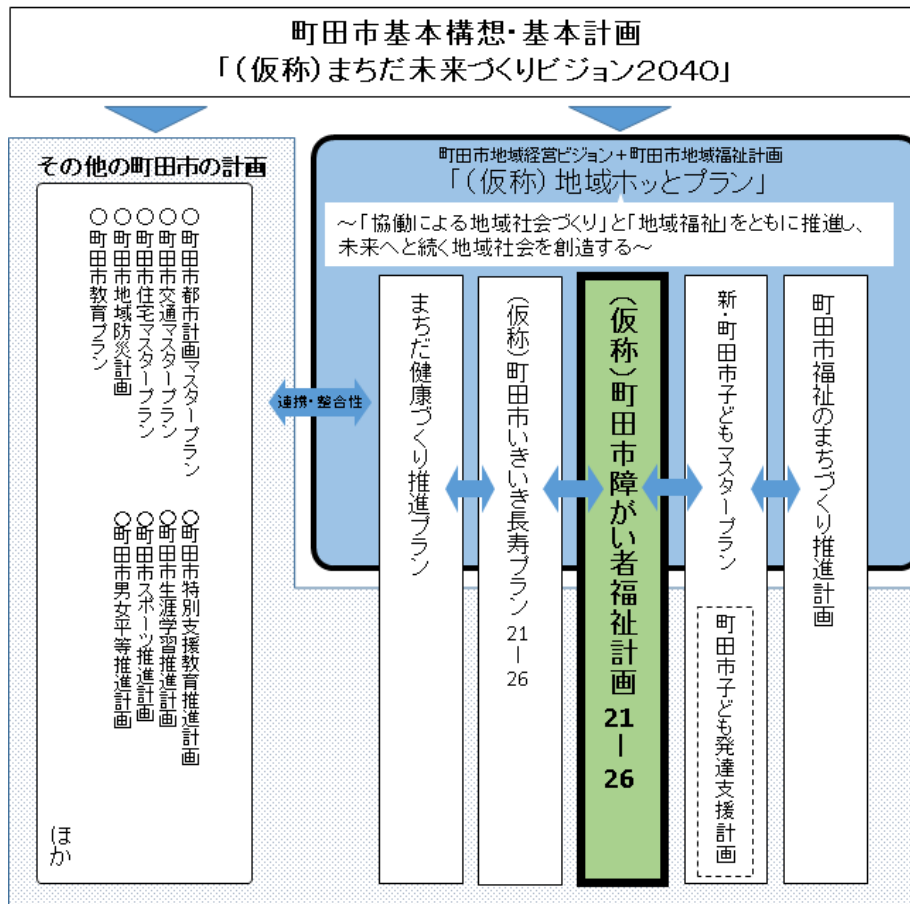
計画の位置づけ

- この計画は、町田市基本構想・基本計画「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」を受けて策定する部門計画のひとつで、特に、多様性の理解や共生社会の実現に関する施策と連動しています。
- 「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的として2021年度に策定される「(仮称)地域ホッとプラン」の下位計画の1つとして位置付け、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。
- この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画(町田市障がい者計画)」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画(町田市障がい福祉事業計画)」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	・ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障がいがある人の施策の基本計画	・ 障がいがある人の施策の基本理念や方向性	・ 基本的な方向性を具体化するための施策や事業 (実行プラン)
町田市障がい福祉事業計画	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・ 障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画 (国から指針が示される)	・ 障害者総合支援法の各種サービス(施設通所、ホームヘルプ、短期入所など)の見込量や達成目標	

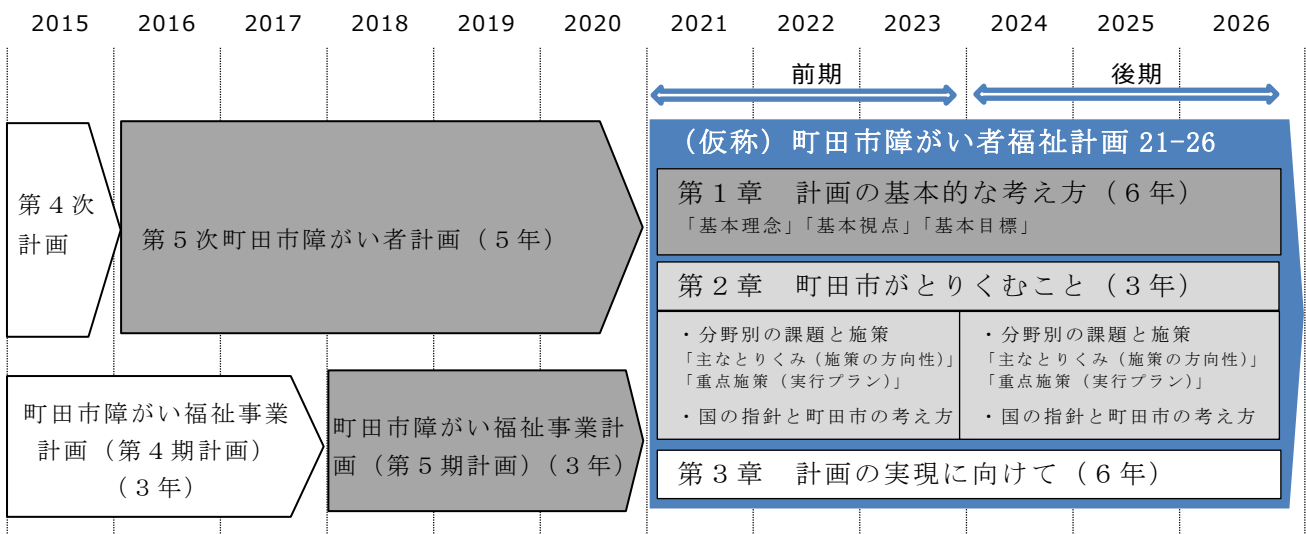
- なお、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。
- この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のく

らし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点を持ち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。



計画の期間

・計画期間は 2021 年度から 2026 年度の6年間とし、2021 年度から 2023 年度までの3年間を前期、残りの期間を後期とします。



・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

5

施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念

基本目標

施策分野

重点施策（実行プラン）

いのちの価値に優劣はない

1
地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

2
障がい理解を促進し、差別をなくす

1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと



- 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
- 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実

重点施策 1 P17
重点施策 2 P18

2 暮らすこと



- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
- 重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討

重点施策 3 P23
重点施策 4 P24
重点施策 5 P24

3 日中活動・働くこと



- 既存の事業所の活用による、重い障がいのある人の日中活動の場の確保方策の実施
- 障がいがある人の就労に関する実態調査
- 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議

重点施策 6 P32
重点施策 7 P33
重点施策 8 P33

4 相談すること



- 相談支援体制の強化
- 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援

重点施策 9 P40
重点施策 10 P40

5 家庭を築くこと・家族を支えること



- 短期入所事業所の基盤整備

重点施策 11 P45

6 保健・医療のこと



- 医療機関に対する障害者差別解消法の周知

重点施策 12 P47

7 情報アクセシビリティのこと



- 手話通訳の普及促進
- 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
- サービス・支援機関等の情報提供事業

重点施策 13 P51
重点施策 14 P51
重点施策 15 P52

8 生活環境と安全・安心のこと



- 避難体制の充実

重点施策 16 P56

9 差別をなくすこと・権利を守ること



- 町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定

重点施策 17 P60

10 行政サービスのこと



- 行政窓口における意思疎通の環境整備

重点施策 18 P63

11 理解・協働のこと



- 理解促進研修・啓発事業
- 支援人材対策事業

重点施策 19 P66
重点施策 20 P66

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさを守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画は、SDGsの目標のうち特に、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

第2章

町田市がとりくむこと

用語の説明

◆分野別の課題と施策

現状と課題

実態調査結果や前計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみ内容に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行う。

この分野に関するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの2020年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、年度末時点の実績の予想を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

◆国の指針と町田市の考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。

課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりこんでいます。
- スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりこんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していくことが求められています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があります。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が最も多い傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声あげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

- 市教育委員会では、障がいがある人に対する社会教育（生涯学習）事業を推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級を実施しています。青年学級の卒業生で組織した「とびたつ会」が派生するなど活動が広がっています。
- 生涯学習センターでは、その他のとりくみとして、2018～2019 年度には文部科学省の委託事業を活用した障がいがある人が対象の講座「うたの教室」やダンス講座を実施しました。また、大人の学び直しの場合としての「まなびテラス」事業を実施しており、発達障がいや高次脳機能障がいがある人も参加しています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困りごとの意見が多くあげられています。
- 市立図書館では、視覚障がい 等のために通常の印刷文字による読書が困難な人や 肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- 実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019 年度には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施

行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

- ・ 引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- ・ 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。(⇒重点施策1)

【文化芸術活動】

- ・ 障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

- ・ 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。(⇒重点施策2)

重点施策（実行プラン）

重点
施策
1

障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課		
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
896人（パラバドミントン体験会参加予定人数）	1,000人	1,000人	1,000人

重点
施策 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実		
所管課	生涯学習センター		
事業概要	障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等 ・障がい者スポーツ教室 ・障がい者水泳教室 ・障がい者スポーツ大会	3事業	3事業	0事業 ※1	3事業	3事業	3事業

※1 2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべての事業が中止となりました。

※サービスの内容説明 P98

＜障がい者青年学級利用者の声＞

青年学級との出会いは私が 20 歳代の頃でした。初対面の人に対する不安がありましたが、皆さんが暖かく迎えてくれたことを覚えています。回数を重ねるごとに緊張がとけていき、共に過ごす時間を楽しいと思えるようになりました。仲間の暖かさに助けられ人間らしさを取り戻すことが出来ました。青年学級の活動をする中で考える力と積極性を身につけ、初めて滋賀で行われた全国ピープルファースト※大会に参加しました。

＜青年学級の写真＞

＜ピープルファースト大会の写真＞

情熱をもって当事者活動に取り組む人達に大きな衝撃と刺激を受け、帰りの新幹線の中で「町田にも本人活動の会をつくろう！」と熱く語り合いました。後日準備会を立ち上げて、翌年度にはとびたつ会を立ち上げました。とにかく取り組んでみたいことはやってみる精神で、平和や命に関する学習会を開き、学んだこと、感じた思いを歌にして他の当事者活動の団体等が行うイベントに出向いて歌をうたい、作文を読んで思いを伝えるようになりました。コロナウィルスの感染が拡大して思うように活動が出来ない今ですが、みんなで力をあわせて乗り越え、共に歩み続けたいと心から思います。

＜とびたつ会の写真＞

※ピープルファースト…「わたしたちは、障がい者である前に、人間である」という考えを最も大切にせず、困難を抱えていても地域で当たり前で暮らせる社会をつくることを目的とした知的障がいがある人の当事者運動。

2

暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健所（組織順）

現状と課題

【障害福祉サービス等】

- 実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらかという満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- 実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち44.6%の方が支援が必要と感じる困りごとがあると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの33.8%にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

- 実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が54.1%あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。
- 市内では今後6年間で新たに300名以上の知的障がいがある人が50歳に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なきあと」に対応した支援が必要です。
- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

- 前計画中に軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。
- 障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

- 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- 長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 保健・医療・福祉分野の連携に関しては、勉強会や情報共有が中心となっており、長期入院されている精神障がいがある人の地域移行等に関する協議の場の設置にはいたっていません。
- 前計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- 精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

- 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- 日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

- 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。
- 支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターの認知度を高める方策等について検討・実施します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 事業所の支援人材の確保のための方策を検討します。また、サービスの質の向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。(⇒重点施策 20 p66)
- タクシー券支給についての要望、車いすでも利用できるタクシーの整備状況、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況および合理的配慮の普及状況を踏まえ、障がいのある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けただうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。(⇒重点施策 3)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

- 特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。

- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。
(⇒重点施策5)
- 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備を進めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。(⇒重点施策15)
- 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4)

重点施策（実行プラン）

重点施策 3 地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①未設置 ②-	①地域生活支援拠点等の設置 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

重点
施策 4

保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による会議体の設置	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

重点
施策 5

グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないながら検討を進めます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体の設置に関する検討	グループホームのあり方の検討	検討に基いた施策の実施

<日中サービス支援型グループホームについて>

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たなタイプのグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

町田市では、重度重複障がいがある人、医療的ケアの必要な人、介助ニーズの高い人が利用でき、日中も充実した活動が行える日中サービス支援型グループホームの開設について、引き続き事業者に求めています。

この分野に係るサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	利用者数	478人	493人	519人	547人	576人	607人
	利用時間数	8,590時間	8,691時間	9,271時間	9,771時間	10,289時間	10,843時間
重度訪問介護	利用者数	127人	132人	136人	140人	144人	149人
	利用時間数	35,104時間	35,066時間	37,057時間	38,147時間	39,237時間	40,599時間
同行援護	利用者数	123人	126人	131人	137人	143人	149人
	利用時間数	3,059時間	2,961時間	3,198時間	3,344時間	3,491時間	3,637時間
行動援護	利用者数	11人	13人	16人	19人	22人	25人
	利用時間数	256時間	336時間	406時間	482時間	558時間	634時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※サービスの内容説明 P94

【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	4人 (2人)	5人 (3人)	5人 (3人)
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	410人 (88人)	447人 (95人)	484人 (102人)	521人 (109人)	558人 (116人)	595人 (123人)
施設入所支援	利用者数	236人	235人	234人	233人	232人	231人

※サービスの内容説明 P95

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	50件	59件	60件	60件	60件	60件
自立生活支援用具	89件	74件	100件	100件	100件	100件
在宅療養等支援用具	60件	65件	70件	70件	70件	70件
情報・意思疎通支援用具	163件	214件	170件	170件	170件	170件
排泄管理支援用具	8,387件	8,708件	9,000件	9,000件	9,000件	9,000件
住宅改修費	20件	9件	30件	30件	30件	30件
移動支援事業	629人	665人	690人	720人	750人	780人
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	30人	30人	30人	30人	30人	30人

※サービスの内容説明 P98

3

日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・ 特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・ 実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題がある背景要因となっていることがうかがえます。
- ・ 就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・ 障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・ 前計画期間における一般就労※2への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

- 市役所の障がい者雇用率は、2020 年度時点で 2.25%と法定雇用率（2020 年度 2.5%、2021 年度 2.6%）に至っていません。引きつづき障がい者雇用の対象や人数の拡大が課題となっています。
- 市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受入れもおこなっています。
- 実態調査では、差別や偏見を受けたことがある人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援 A 型、雇用契約のない就労継続支援 B 型があります。また、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援のサービスもあります。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています。障害福祉サービス等を利用していない 19~65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 6 割が、支援が必要な困りごとを感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が 20.9%、「サービスのことを知らない、わからない」が 35.6%という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につながらない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

- 実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐に渡るため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

- 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6）
- 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6）
- 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 p45）
- 事業所の職員体制が充実し、高齢化や重度化をみすえた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材の確保や育成のための方策を検討します。（⇒重点施策 20 p66）
- 障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

- 障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。(⇒重点施策 7)
- 市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためにはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境を整えます。
- 市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発を行うとともに、障がい者差別に関する法律や相談窓口についても広く周知するためのとりくみをすすめます。
- 2021 年度から開始する「町田市障がい者活躍推進計画」※を推進し、市役所の障がい者雇用の拡充、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。知的障がいや精神障がいがある人などの雇用の拡充についても、引き続きとりくみをすすめます。
- 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。(⇒重点施策 8)
- ひきつづき、公共職業安定所、商工会議所、企業、教育機関、障がい者就労・生活支援センター等と連携しながら、就労支援を進めていきます。
- 障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。
- 地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- ・ 障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。
- ・ 日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。
- ・ 支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場を確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	①好事例の収集 ②事業所の運営課題の把握	①好事例集の活用に向けた検討 ②事業所の運営課題の分析	①好事例集の活用 ②事業所支援のあり方の検討

重点
施策 7

障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

事業名	障がいがある人の就労に関する実態調査		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<p>実態調査では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。</p> <p>そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	調査内容検討	調査実施・分析	調査結果の活用

重点
施策 8

障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

事業名	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<p>障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体制の検討	会議1回	会議2回

＜就労の支援機関＞

- 仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。
 - 就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let's（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。
 - 障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。
- 他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

ハローワーク町田 （公共職業安定所）専門援助部門	電話 042-732-7316 FAX 042-732-8724 所在地 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階
町田市障がい者就労・生活支援 センター りんく ※主に身体・知的障がい対象	電話 042-728-3161 FAX 042-728-3163 所在地 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内
町田市障がい者就労・生活支援 センター Let's（レッツ） ※主に精神・発達・高次脳機能 障がい対象	電話 042-728-3162 FAX 042-728-3164 所在地 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内
就労支援センター らいむ	電話 042-721-2460 FAX 042-721-2460 所在地 町田市中町 1-9-20 ハピネス中町 101 号
障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）	電話 042-648-3278 FAX 042-648-3598 所在地 八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4 階

〈地域活動支援センター まちプラ〉

町田市では、市内在住で継続的に精神科や心療内科に通院している方が創作的活動・生産活動・社会との交流・生活上の困りごとの相談ができる場として「地域活動支援センター まちプラ」を設置しています。

利用者からは、「社会とのつながりの場として、まちプラがもっと楽しく活気のあるものになるよう盛り上げてほしい。」という声がよせられています。

まちプラ

地域活動支援センターまちプラ

そうだ！相談してみよう。



町田市の精神障がい者のご家族、関係者のみなさま
困っていること、まちプラに相談できます

地域活動支援センター まちプラ

郵便 194-0013

住所 町田市原町田4-24-6 せりがや会館4階

電話 042-722-0713

FAX 042-709-3652

開所日・開所時間

- ・月曜日から金曜日の午前9時から午後6時
(お問合せは午前10時から午後5時)
- ・日曜日、土曜日、祝日、年末年始は閉所

この分野に係るサービスの見込量

障害福祉サービス

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,059人	1,076人	1,114人	1,153人	1,193人	1,235人
		利用日数	20,318日	20,519日	22,280日	23,060日	23,860日	24,700日
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2人	3人	4人	6人	6人	6人
		利用日数	15日	36日	64日	100日	100日	100日
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	32人	39人	39人	41人	45人	50人
		利用日数	538日	633日	633日	665日	730日	812日
	宿泊型 自立訓練	利用者数	11人	9人	21人	21人	21人	21人
		利用日数	308日	251日	618日	618日	618日	618日
	就労移行支援	利用者数	126人	141人	151人	162人	174人	187人
		利用日数	2,094日	2,295日	2,433日	2,579日	2,734日	2,899日
	就労継続支援 (A型)	利用者数	118人	115人	120人	120人	120人	120人
		利用日数	2,342日	2,246日	2,320日	2,320日	2,320日	2,320日
	就労継続支援 (B型)	利用者数	778人	806人	824人	842人	861人	880人
		利用日数	12,599日	13,078日	13,353日	13,633日	13,919日	14,211日
	就労定着支援	利用者数	23人	47人	62人	65人	68人	71人
	療養介護	利用者数	51人	47人	52人	54人	56人	58人
短期入所 (福祉型)	利用者数	171人	224人	251人	281人	314人	351人	
	利用日数	912日	1,110日	1,184日	1,264日	1,349日	1,439日	
短期入所 (医療型)	利用者数	28人	31人	31人	32人	33人	34人	
	利用日数	207日	216日	229日	237日	244日	252日	

※サービスの内容説明 P94-95

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得・改造助成	15件	8件	15件	16件	16件	16件

※サービスの内容説明 P98

4

相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

- 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- 実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- 実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- 障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- 実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- 高齢化した親が中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。（80・50問題）

主なとりくみ

【相談支援体制】

- 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9)
- 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- 計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。
- 困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。
- 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10)
- 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- 障がい者支援センターは、地域支援拠点等の機能を担い、困りごとをかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点施策 9 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回

重点施策 10 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	ひかり療育園・障がい福祉課		
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。 事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度	
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	
	計画相談支援	利用者数	1,770人	2,036人	2,510人	3,095人	3,816人	4,705人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	5人 (5人)	4人 (4人)	4人 (4人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	1人 (1人)	2人 (2人)	2人 (2人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)

※サービスの内容説明 P96

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として実施※	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	住宅入居支援事業(居住サポート事業)※	未実施	検討	実施	機能として実施	機能として実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター(障がい福祉課)に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりこんでいます。

住宅入居支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P97

5

家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健所、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

- 実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで6割台、肢体・内部・音声障がいで5割台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- 実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【障がいがある人の家族支援】

- 調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- 障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- 障がい理解の促進、(障がいがある人) 本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

- 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 11)
- 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

<育児支援のとりくみについて>

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

お問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー（産後のお母さんと赤ちゃん向け）

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者…町田市に住民登録をしている保護者

派遣時間…単体児は、出産し退院した翌日から生後2か月の前日まで

※ただし、状況によって最大2歳の誕生日前日まで利用することが

できます。生後2か月以降の利用を希望する場合は、職員が訪問などで状況確認をおこない、利用の可否を決定します。

※双子、三つ子以上は時間数が異なります。

サービス内容

- ・育児に関する援助及び助言、相談
- ・家事に関する援助
- ・健診への付き添い

費用

- ・2時間 1,640円（午後6時から午後7時は1時間 1,025円、市民税・所得税が非課税の世帯、生活保護受給世帯減免有）
- ・交通費実費

お問合せ先…子ども家庭支援センター（☎042-724-4419、
FAX 050-3101-9631）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設 <u>促進にとりくみます</u> 。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設開設相談時における <u>開設促進</u>	実施	実施	実施・検証

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1年あたり）

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	237日	287日	300日	390日	390日	390日

※サービスの内容説明 P97-98

6

保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健所（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査結果では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。
- ・医療機関に対し合理的配慮の提供の可能性について検討することの必要性を周知・啓発することが求められています。

- 精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- 市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。(⇒重点施策 12)

重点施策（実行プラン）

重点
施策 12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

＜障がい者歯科診療所＞

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木曜日に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もこなっています。

【受付】 完全予約制です。事前にお電話で連絡ください。
※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診療日】 毎週水・木曜日（祝休日・年末年始を除く）

【診療時間】 9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】 9：00～12：00、13：00～16：30
（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）
電話 042-725-2225 FAX 042-725-2225
平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ
電話 042-726-8018 FAX 042-729-8238

【診療場所】 休日応急歯科・障がい者歯科診療所
（町田市健康福祉会館1階）
郵便 194-0013 住所 町田市原町田 5-8-21



7

情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

現状と課題

【意思疎通支援】

- ・市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もなっています。
- ・聴覚障がいがある人の中には読み書きが苦手な人がいるため、市役所以外の公的機関や医療機関、金融機関などには手話通訳者を配置するなど、情報の取得や意思の疎通をしやすくすることが望まれています。
- ・障害者差別解消法などが十分に認知されていないことから、事業者が合理的配慮として手話通訳者や要約筆記者を手配することが必要な場面において配慮がなされないなどの事例があります。
- ・実態調査では、手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。
- ・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいでの割合が高くなっています。

【情報の取得】

- ・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。
- ・市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにと取り組んでいます。

- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困りごとがある」と回答しています。「困りごとがある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

- 市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。（⇒重点施策 13）
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができるリモートサービスやオンライン通話など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の技術向上にとりくむとともに、登録試験の開催などを通じた人材確保にとりくみます。
- 手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。（⇒重点施策 14）
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。（⇒重点施策 15）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 13

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名	手話通訳の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<p><u>2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」により、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や生命に係わる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。</u></p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
<u>一部の機関に実施</u>	<u>範囲を広げて実施</u>	<u>継続実施</u>	<u>継続実施</u>

重点
施策 14

発行物の作成や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業		
所管課	福祉総務課		
事業概要	<p>だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討を進めます。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施

重点
施策 15

障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
限定的な実施	対象者拡大の 検討・実施	継続実施	継続実施

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,354件	1,307件	1,350件	1,350件	1,350件	1,350件
要約筆記者派遣事業	49件	34件	30件	35件	40件	45件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	14人	13人	16人	16人	16人	16人

※サービスの内容説明 P97-98

8

生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

- 市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などを行う際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- 市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、みんなのトイレ※が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報のほか、福祉輸送（介護・福祉タクシー、有償運送事業者）などの外出支援情報を知ることができます。
- 点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- 地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困りごとについて、意見が寄せられています。

※みんなのトイレ…車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレをいいます。「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」とも言われています。

【防犯】

- 危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

- ・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。
- ・災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある52施設と協定を結んでいます。
- ・市では、災害時に身に付けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」（※P68 コラム参照）を配布しています。
- ・実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

コ

ラ

ム

<災害時の避難について>

- ・町田市では、身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、要介護度 3 以上のいずれかに当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。
- ・災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）
- ・避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間是一般の避難施設で避難生活を送ることになります。
- ・災害がおきてから 4 日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。一般の避難施設での生活が困難な人のみ、二次避難施設に移ります。

主なとりくみ

【生活環境】

- 全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、分かりやすい情報提供につとめます。
- 障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

- 障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供や、相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

- 災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。
- 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。(⇒重点施策 16)
- 避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようとりくみます。
- 障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 16

障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
事業概要	<p>2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。</p> <p>避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

コ

ラ

ム

<犯罪や事故・トラブル被害の相談先>

- ・ 事件・事故の発生時や緊急時：110番通報
- ・ 事件・事故に関する相談：警視庁町田警察署 042-722-0110
警視庁南大沢警察署 042-653-0110
- ・ パートナーへの暴力：東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455
- ・ 女性への暴力、その他悩み相談：
町田市女性悩みごと相談（相談専用電話）042-721-4842
- ・ 性犯罪・性暴力：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891（全国短縮電話番号）
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
「性暴力救援ダイヤル NaNa」03-5607-0799
- ・ 消費生活相談：町田市消費生活センター（相談専用電話）042-722-0001

9

差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、
市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者差別の解消に向けた法的な整備が進められてきました。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、市独自の条例制定など障がい者差別の解消に向けたとりくみの推進が求められています。
- 法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口寄せられています。
- 実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。

- 障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 町田市では、今後の6年間で50歳をむかえる知的障がいがある人が300人程度増える見込みです。また、実態調査では、生活の困りごととして、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

- 障がい者差別の問題を広く市民・事業者等に対して知らせ、障がい理解の促進をはかります。
- 障がい者差別を解消するための条例を制定します。(⇒重点施策 17)
- 障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

- 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。
- 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きていねいに対応していきます。
- 成年後見制度を必要としている人が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

- 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策 17 障がい者差別を解消するための条例を制定します。

事業名	町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。		
現状値	目標値		
2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
—	条例制定に向けた情報収集	条例の検討体制等についての検討	条例検討・制定 ※2024 年度施行

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1 年あたり）

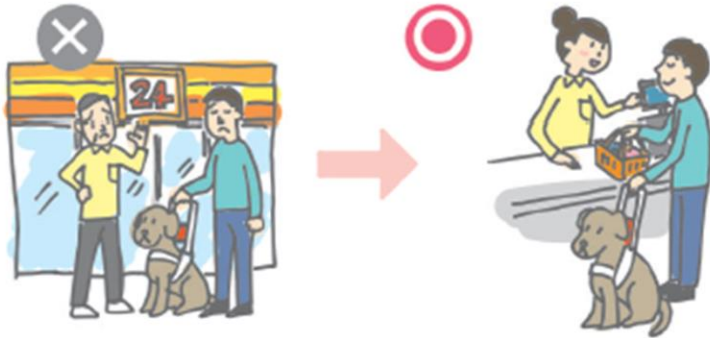
事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 （見込）	2021 年度	2022 年度	2023 年度
成年後見制度利用支援事業	23 件	23 件	24 件	25 件	26 件	27 件
成年後見制度 法人後見支援事業	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	28 件	25 件	26 件	24 件	25 件	26 件

※サービスの内容説明 P97

＜障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応・相談窓口＞

不当な差別的取扱い

補助犬
(盲導犬、介助犬、聴導犬)
が一緒だと入店を拒否する



合理的配慮の不提供

手続きの際、筆談を頼んだが
一方的に断られた



- 相手が話し合いに応じてくれない
- 話し合ったものの当事者間での解決が難しい



このような時はご相談ください。

相談窓口	受付方法	受付時間
町田市 障がい福祉課	電話 042-724-2147 FAX 050-3101-1653 WEB 町田市HP トップページ > 医療・福祉 > 障がい者のための福祉 > 日常生活支援 > 相談 > 障がい者差別に関する相談 > このページの担当課へのお問い合わせ	平日 8時30分 から 17時
東京都障害者 権利擁護センター (広域支援相談員)	電話 03-5320-4223 FAX 03-5388-1413 メール syougaisyakenriyogo@ section.metro.tokyo.jp	平日9時 から 17時

※職場での差別など雇用分野のご相談は、事業主が設置する相談窓口もしくは、
東京労働局職業安定部職業対策課 (TEL:03-3512-1664) へ

10

行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【職員の合理的配慮】

- ・ 障害者差別解消法や東京都の条例において、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮をおこなうことが義務づけられています。市では、障がいがある人に対して、職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的配慮を実施する必要があります。
- ・ 市では、合理的配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報誌発行などにとりこんでいます。
- ・ 実態調査では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的配慮】

- ・ 職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- ・ 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 18）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 18

障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市役所の他部署の窓口に160件手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口に170件手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口に180件手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口に190件手話通訳者を派遣

11

理解・協働※のこと

担当部署：市民協働推進課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

- 町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりこんできました。
- 障害者差別解消法が施行されてからは市民・事業者を対象に法の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりこんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプカード」（※P68 コラム参照）や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障害者支援バンドナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりこんでいます。
- このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- 障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。
- 実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

【協働による社会参加】

- ・ 聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けており、市役所では週2回だった販売を2016年度から週3回にしました。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かし協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。
- ・ 引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

- ・ 町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・ 福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。(⇒重点施策19)
- ・ 学校教育や社会教育(生涯学習)の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

- ・ 障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。(⇒重点施策 20)

重点施策（実行プラン）

**重点
施策** 19 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

事業名	理解促進研修・啓発事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

**重点
施策** 20 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

事業名	支援人材対策事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	方策と事業内容の検討体制の準備	方策と事業内容の検討	方策の策定

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※サービスの内容説明 P97

●2018年度

- ・ 障害者差別解消法普及啓発の講演会の開催
- ・ 町内会の掲示板（1,800か所）に障害者週間の啓発ポスターの掲示 等

●2019年度

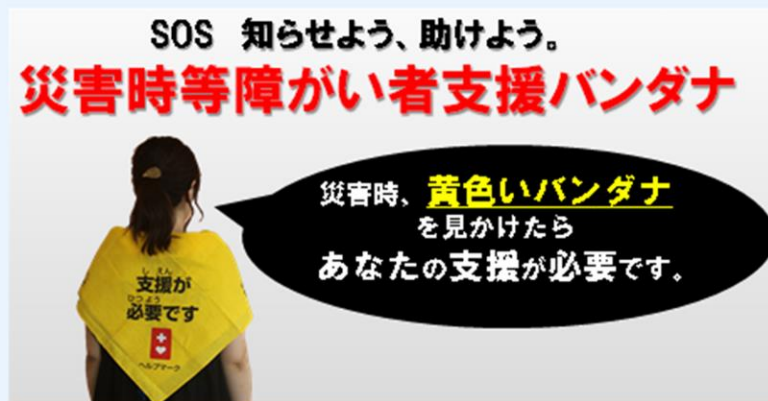
- ・ 災害時等障がい者支援用バンダナを制作・配布
(駅貼りポスター掲示、バス車内広告掲示、周知啓発用の懸垂幕を制作・掲示等)
- ・ 障害者週間の啓発用懸垂幕の制作・掲示 等

※障がい理解促進等を目的とした公演会はコロナウイルス感染症拡大のため中止

障がい理解を広げていくとりくみとしても位置付けてバンダナやヘルプカードの配布・周知にとりこんでいます。

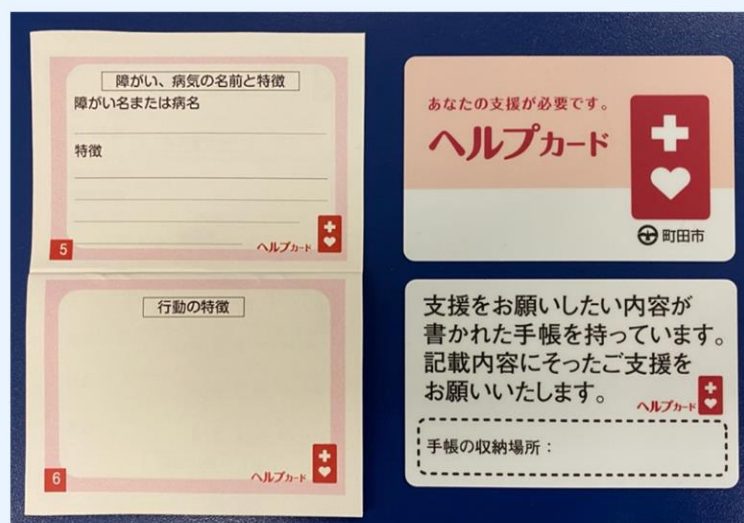
<災害時等障がい者支援用バンダナ>

- 第5次町田市障がい者計画に掲げる防災対策の一環として、災害時や緊急時のためのバンダナを作成しました。このバンダナは、災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。



<ヘルプカード>

- 障がいのある人が災害時や日常生活のなかで困った時に、まわりに自分の障がいについての理解や支援をもとめるためのもので、付属の手帳に緊急連絡先や必要な支援内容などが書けるようになっています。



配布場所 障がい福祉課・障がい者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- ・ 2019年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・ 2023年度末時点の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- ・ 第5期計画における地域移行者数は、21人の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24%となっています。
- ・ 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- ・ グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- ・ 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるために十分なサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- ・ その他、地域生活への移行に向けた支援は、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を聞きとることが重要です。

町田市の考え方

- 国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6%以上削減することを基本とします。

- 未達成割合を2023年度末の数値目標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の障がいがある人が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

項目	評価指標
地域移行者数	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人のうち 2023 年度末までに 6%（14 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人を 2023 年度末までに 1.6%（4 人）以上減らして、231 人以下にする

国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 2023年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいがある人やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。
- しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上入院患者数」「退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 p 24

国の指針（考え方）

- ・ 地域生活支援拠点等について、2023年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- ・ 第5期計画期間中には、地域生活支援拠点について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる5つの機能のうち、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「グループホーム等の体験の機会・場」の3つの機能について、整備をおこないました。
- ・ 残る「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市考え方

○今後、町田市では約300名の知的障がいがある人が50歳を迎える予定となっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う



項目 3 に関連する重点施策

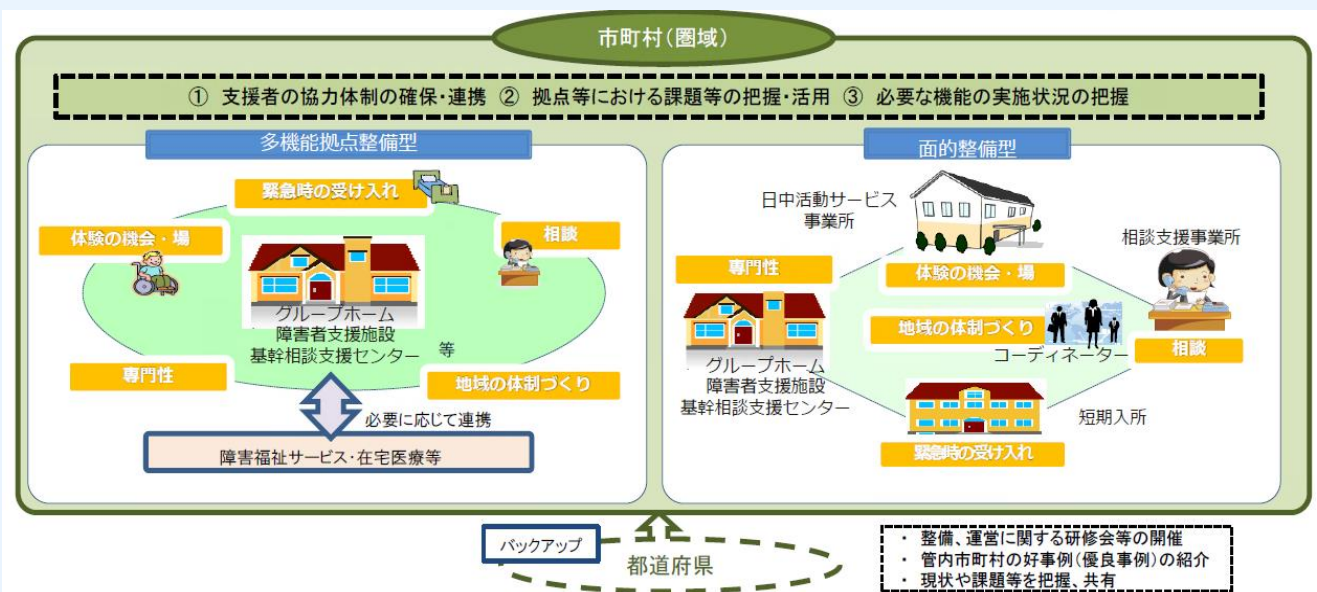
重点施策 3 p 2 3

＜地域生活支援拠点等について＞

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備を行うものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

国の指針（考え方）

- 一般就労への移行者数を2019年度の1.27倍にする。
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
 - 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍
 - 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

第5期を踏まえた課題

- 障害者雇用促進法の改正により、一般就労への移行者数は大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。就労移行支援事業所は2019年度末時点で12事業所あり、第5期計画期間中では、8割の事業所が就労移行率3割以上を達成しています。障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した年間の人数は2019年度末時点で90人となりました。実態調査からは就労に関する支援を希望する人が多いことが明らかになり、とりくみの継続が求められています。
- 就労定着支援事業所は2019年度末時点で7事業所あり、第5期計画期間中ではサービスを利用して1年間就労継続した人が約9割となりました。しかし、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も依然として多く、職場定着はひきつづき課題となっています。障がいがある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

町田市の考え方

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第6期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
- また、働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1 を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.27 倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【2019 年度実績】 111 人 【2023 年度目標】 145 人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.3 倍以上 【2019 年度実績】 96 人 【2023 年度目標】 125 人以上
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.26 倍以上 【2019 年度実績】 4 人 【2023 年度目標】 6 人以上
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.23 倍以上 【2019 年度実績】 11 人 【2023 年度目標】 14 人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【2023 年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【2023 年度目標】 就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

国の指針（考え方）

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

第5期を踏まえた課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、支援のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

- 町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、現状ある様々な障害福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

項目	評価指標
総合的・専門的な相談支援体制の充実	<p>地域の相談窓口である「地域障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。</p> <p>地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。</p>



項目 5 に関連する重点施策

重点施策 9 p 40

国の指針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

第5期を踏まえた課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう努める必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発を行う必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…市が所管する社会福祉法人の事業所、市が指定を行う特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導をおこないますが、必要に応じて市が実地指導を行う場合もあります。

第3章

計画の実現に向けて

（１）わかりやすい情報提供と障がい特性の周知・啓発

相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いてはじめて機能していると言えます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら福祉につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共に暮らし、活動していくためには、地域の方が障がいの特性について理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい特性についての周知や、こころのバリアフリーのための啓発に継続的にとりくみます。

（２）障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や実施・提供方法などについて、調査や聞き取りなどを通じて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映につとめます。

（３）町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かくサポートしていくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者、障害福祉サービス等の事業者、学識経験者、関係機関（福祉・医療・経済・教育・雇用）などの様々な立場から集まって開催されている「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

（４）庁内の連携と市職員の意識向上

障がい福祉施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど広範囲な分野にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい福祉施策を推進するために、庁内の各部署

との連携のもと計画を推進します。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上をはかります。

(5) 持続可能な制度の構築

障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた制度の維持につとめます。

(6) 感染症対策

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな脅威をもたらしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされていることを踏まえた上で、障がい福祉の分野においても、今後求められる「新しい生活様式」の中での的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援のあり方などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

(7) 国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い制度になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

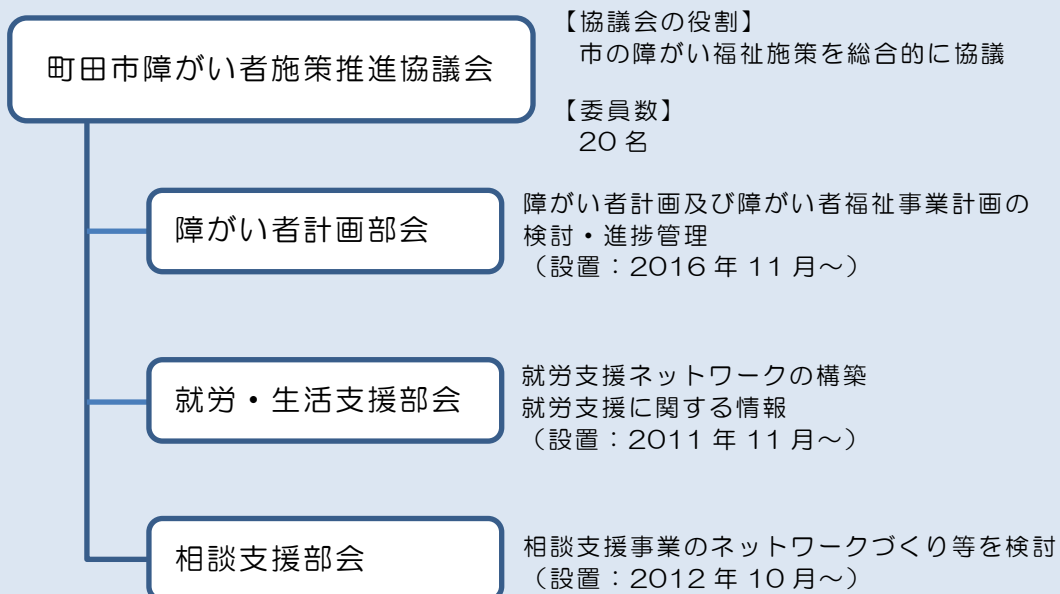
＜町田市障がい者施策推進協議会の活動＞

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの部会が設けられ専門的事項の検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

＜協議会の体制＞



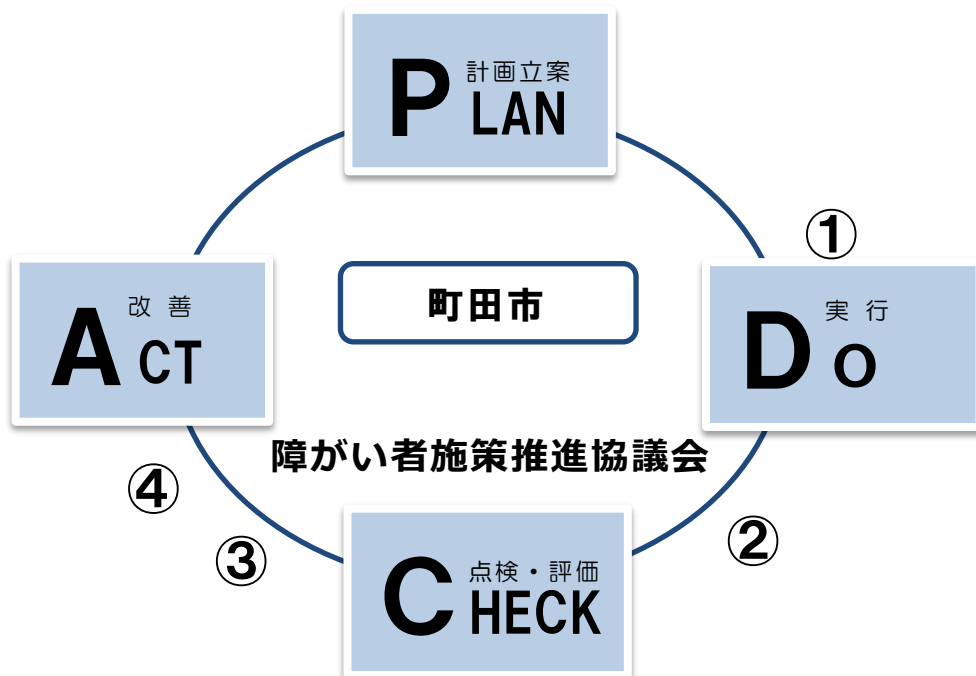
2

計画の点検と評価

計画策定後は重点となる施策の進捗状況、サービスの見込量などの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

本市においては、庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。

<PDCAサイクル>



- ① 町田市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。
- ② そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ③ 町田市障がい者施策推進協議会は、障がいのある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直すことを考えます。
- ④ 町田市障がい者施策推進協議会のもとにある各部会も、この計画のすすみ具合を確認し、積極的に関わります。

卷末資料

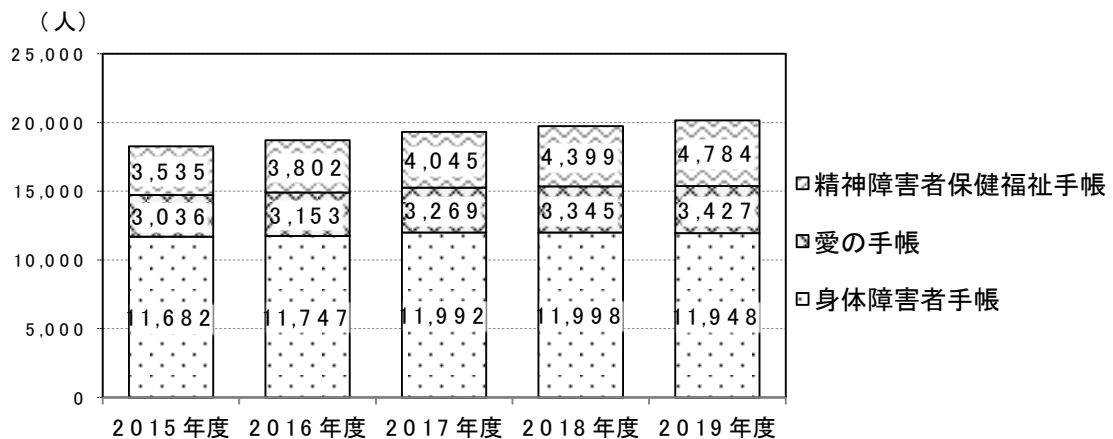
1.障がいがある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2019年度末現在で、身体障害者手帳が11,948人、愛の手帳が3,427人、精神障害者保健福祉手帳が4,784人となっています。

2015年度から2019年度にかけて、身体障害者手帳は約1.02倍、愛の手帳は約1.13倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.35倍の増加となっており、全体としては約1.1倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
身体障害者手帳	11,682	11,747	11,992	11,998	11,948
愛の手帳	3,036	3,153	3,269	3,345	3,427
精神障害者保健福祉手帳	3,535	3,802	4,045	4,399	4,784
手帳所持者計	18,253	18,702	19,306	19,742	20,159
町田市の人	427,180	429,114	428,571	428,706	428,851

※精神障害者保健福祉手帳の数値は2019年度については速報値。

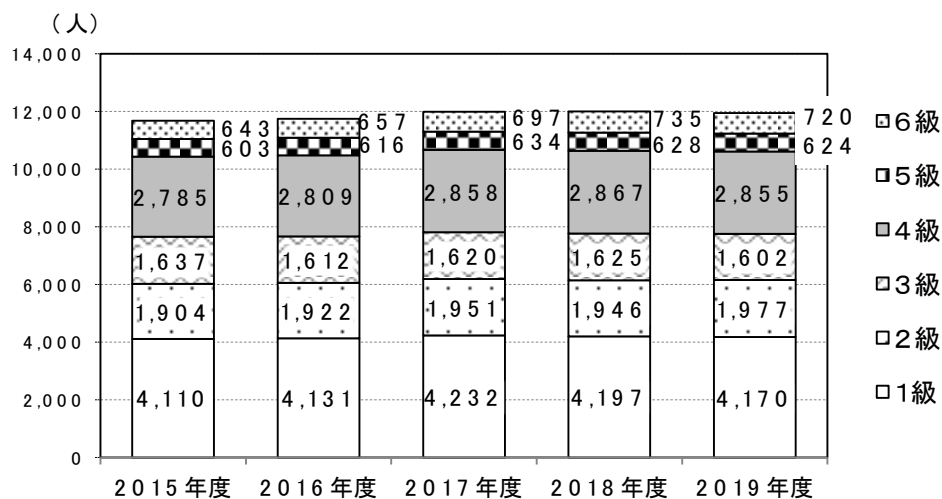
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の内訳

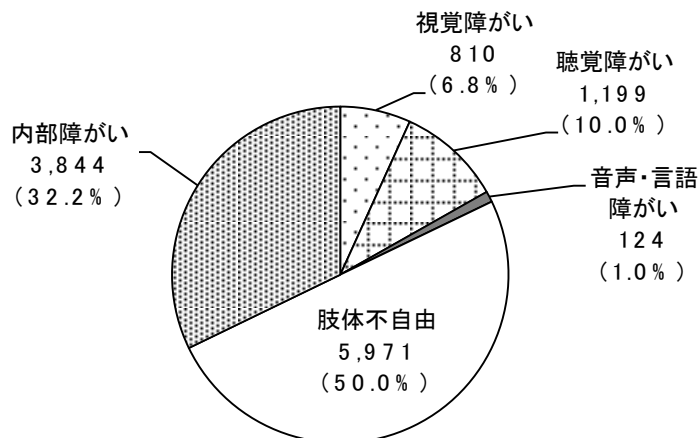
身体障害者手帳所持者の等級別内訳は1級（重度）が最も多く、次いで4級、2級の順となっています。

障がい別内訳は、2019年度末現在で、肢体不自由が5割、次いで内部障がいが3割強となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別内訳



■ 身体障害者手帳所持者の障がい別内訳

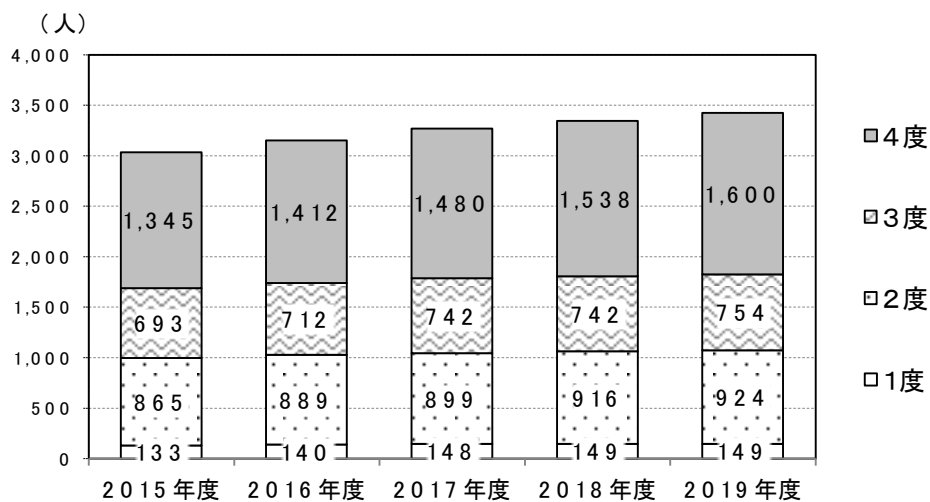


資料：障がい福祉課（上図：各年度末現在／下図：2019年度末現在）

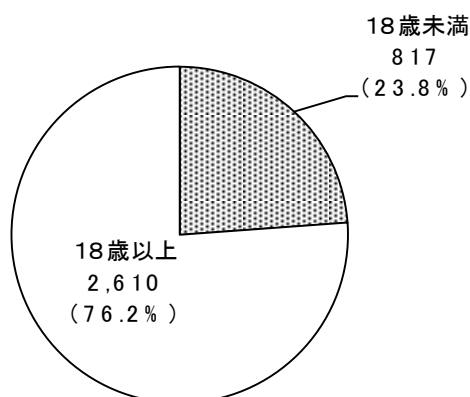
(3) 愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、4度（軽度）、2度（重度）の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が7割半ばを占めています。

■ 愛の手帳所持者の等級別内訳



■ 愛の手帳所持者の年齢別内訳

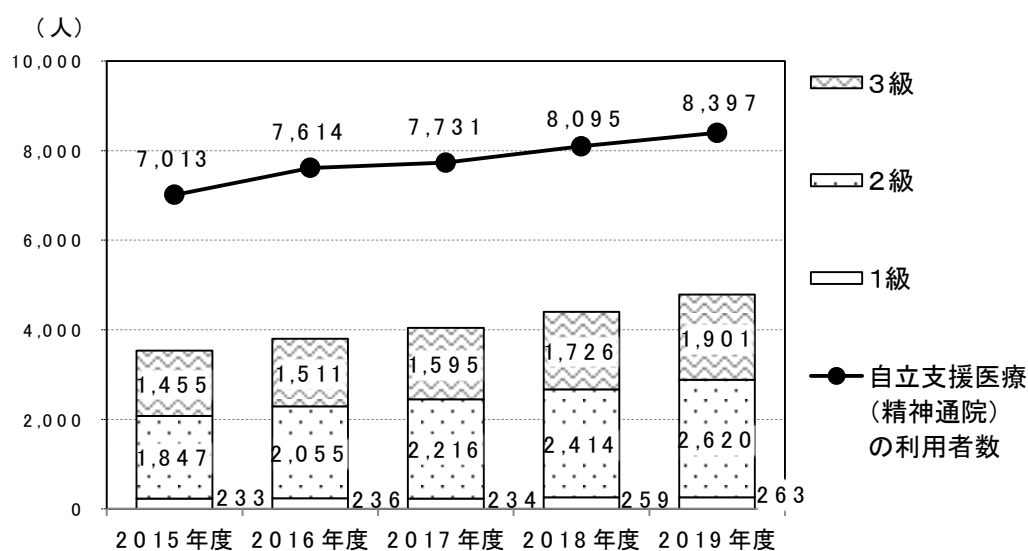


資料：障がい福祉課（上図：各年度末現在／下図：2019年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、2級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる自立支援医療受給者証の発行数は、引き続き増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳と
自立支援医療（精神通院）の利用者数



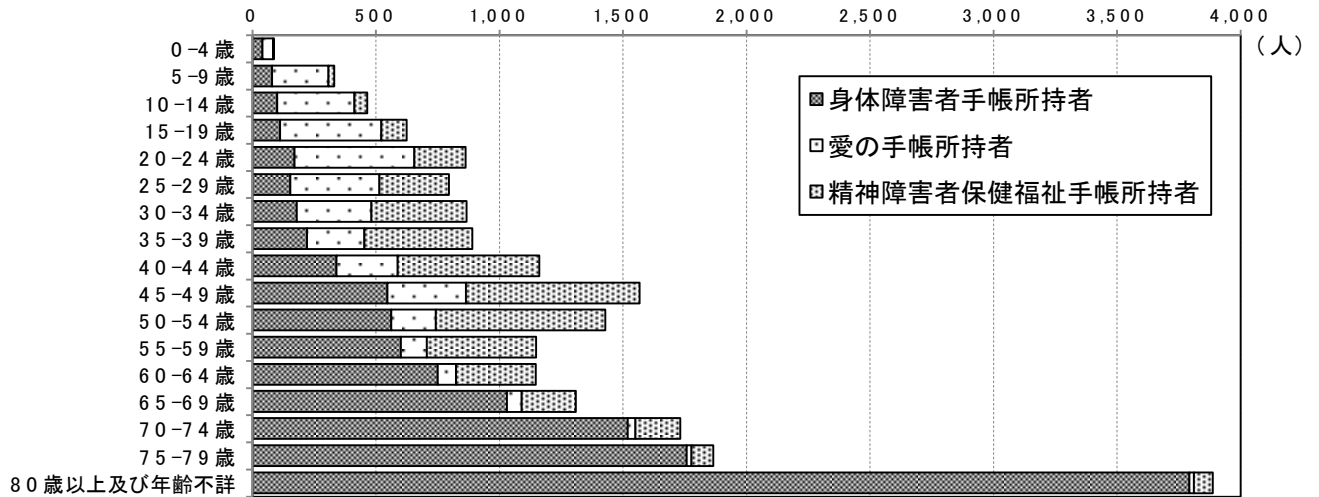
※2019年度の数値については速報値。

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(5) 年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2019年度末現在で約42万9千人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の手帳の所持者数の合計は約2万人です。年齢別の所持者数は、概ね以下の通りです。

■ 町田市内における年齢別障害者手帳所持者数の内訳



■ 町田市内における年齢別人口と障害者手帳所持者数の割合

	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者		障害者手帳所持者計		いずれも所持していない人		町田市の人口
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
0-4歳	40	0.3%	43	0.3%	4	0.0%	87	0.6%	14,816	99.4%	14,903
5-9歳	79	0.4%	228	1.3%	24	0.1%	331	1.8%	17,581	98.2%	17,912
10-14歳	100	0.5%	312	1.6%	52	0.3%	464	2.3%	19,613	97.7%	20,077
15-19歳	112	0.5%	409	1.9%	103	0.5%	624	2.8%	21,289	97.2%	21,913
20-24歳	170	0.7%	485	2.1%	207	0.9%	862	3.8%	21,979	96.2%	22,841
25-29歳	153	0.8%	361	1.9%	281	1.5%	795	4.2%	18,342	95.8%	19,137
30-34歳	179	0.9%	302	1.5%	385	1.9%	866	4.3%	19,468	95.7%	20,334
35-39歳	220	0.9%	233	0.9%	436	1.8%	889	3.6%	23,863	96.4%	24,752
40-44歳	340	1.1%	248	0.8%	573	1.9%	1,161	3.8%	29,005	96.2%	30,166
45-49歳	546	1.4%	318	0.8%	702	1.9%	1,566	4.1%	36,209	95.9%	37,775
50-54歳	562	1.7%	180	0.5%	686	2.0%	1,428	4.2%	32,464	95.8%	33,892
55-59歳	601	2.2%	104	0.4%	443	1.7%	1,148	4.3%	25,683	95.7%	26,831
60-64歳	749	3.3%	75	0.3%	323	1.4%	1,147	5.0%	21,691	95.0%	22,838
65-69歳	1,030	4.2%	59	0.2%	220	0.9%	1,309	5.3%	23,382	94.7%	24,691
70-74歳	1,518	5.3%	32	0.1%	181	0.6%	1,731	6.0%	27,019	94.0%	28,750
75-79歳	1,757	6.8%	20	0.1%	88	0.3%	1,865	7.3%	23,824	92.7%	25,689
80歳以上及び年齢不詳	3,792	10.4%	18	0.0%	76	0.2%	3,886	10.7%	32,464	89.3%	36,350
合計	11,948	2.8%	3,427	0.8%	4,784	1.1%	20,159	4.7%	408,692	95.3%	428,851

資料：障がい者福祉課（2019年度末現在）

(6) 難病等

2013年4月に施行された障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年1月から対象疾病が段階的に拡大され、2019年7月からは361疾病がサービス等の対象となっています。

■ 難病医療費助成制度の申請件数

(件)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
一般難病(更新) ①	2,668	2,840	3,029	2,709	2,756
一般難病(新規) ②	524	504	489	514	516
一般難病申請者実数 ①+②	3,192	3,344	3,518	3,223	3,272

※難病医療費助成制度：難病医療費等公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、自己負担(保険診療分)の一部を助成する制度。

資料：障がい福祉課(各年度末現在)

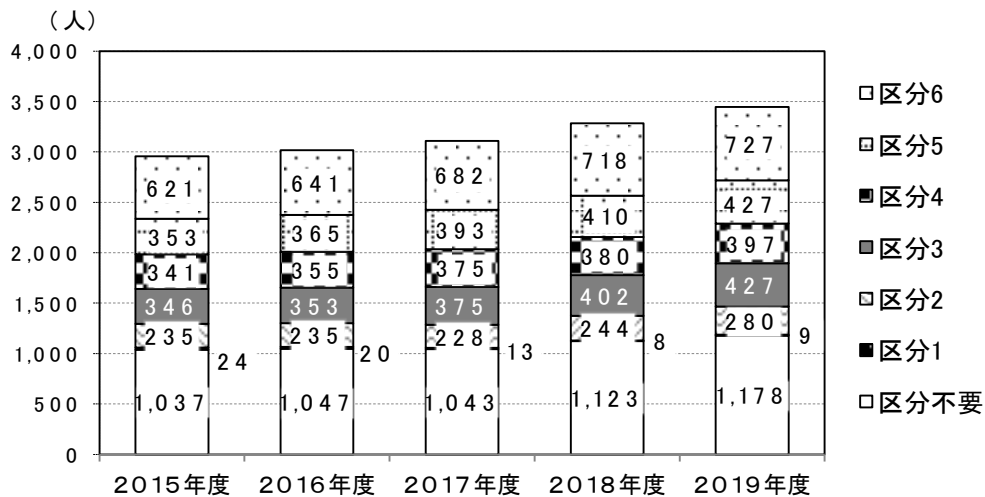
(7) 障害支援区分別支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分6、区分3と区分5という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっています。また、全体でも支給決定者数は年々増加しています。

※区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。(就労移行支援、就労継続支援等)

■ 障害支援区分別支給決定者数の内訳



(人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
区分6	621	641	682	718	727
区分5	353	365	393	410	427
区分4	341	355	375	380	397
区分3	346	353	375	402	427
区分2	235	235	228	244	280
区分1	24	20	13	8	9
区分不要	1,037	1,047	1,043	1,123	1,178
総計	2,957	3,016	3,109	3,285	3,445

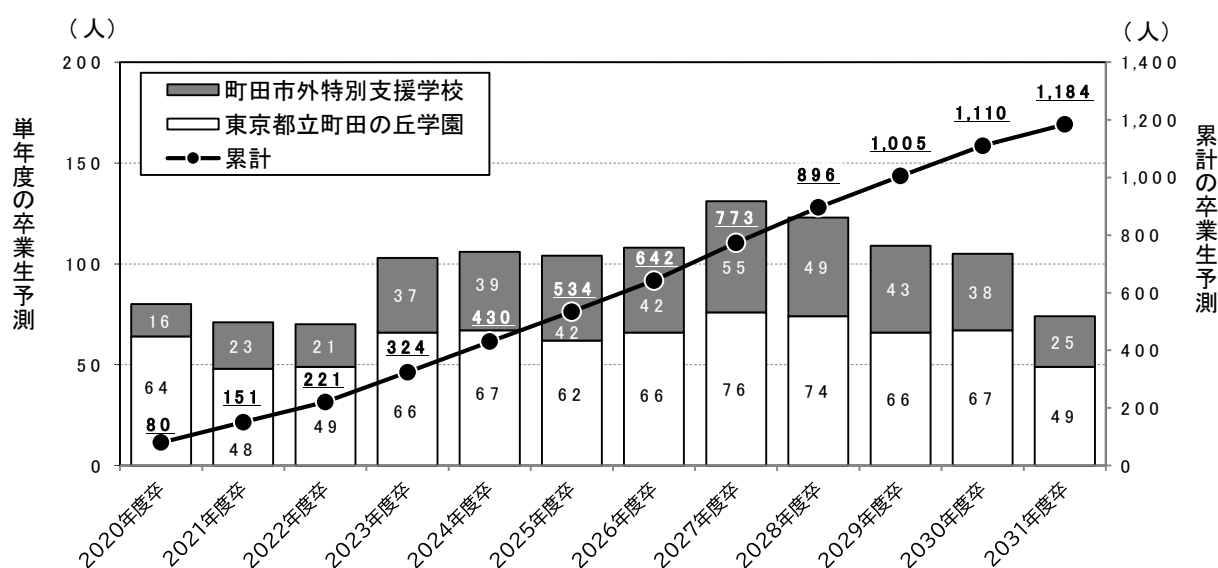
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(8) 特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）△の進学先としては、町田市内の東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲学校等への進学も見られます。

市内在住者で市内・市外を含めた特別支援学校(高等部)を卒業する生徒数は、2027年度までおおむね増加していく見込みとなっています。ピーク時の2027年度は131名、その後は2030年度まで毎年100名以上が卒業していく見込みとなっています。

■ 町田市在住者の特別支援学校（高等部）卒業生見込数



※2023年度以降に町田市外の特別支援学校を卒業する生徒数の見込みは、「市内特別支援学級在籍数」から「町田の丘学園に入学すると予測される生徒数」を除いた数で算出。

※2023年度以降に町田の丘学園を卒業する生徒数の見込みは、「同校小・中学部の児童生徒数」に「肢体不自由の特別支援学級在籍数」と、「知的障がいの特別支援学級在籍数の50%」を加算して推計

資料：町田の丘学園作成資料（2020年5月1日のデータをもとに作成）

2. サービス内容一覧

(1) 障害福祉サービス等

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

種別			掲載ページ
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	★	P26
	＜内容＞ 居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	重度訪問介護		P26
	＜内容＞ 重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。		
	同行援護	★	P26
	＜内容＞ 視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	行動援護	★	P26
	＜内容＞ 障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。		
重度障害者等包括支援	★	P26	
＜内容＞ 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。			
日中活動系サービス	生活介護		P36
	＜内容＞ 常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。		
	自立訓練(機能訓練)	●	P36
	＜内容＞ 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	自立訓練(生活訓練)	●	P36
	＜内容＞ 事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
宿泊型自立訓練	●	P36	
＜内容＞ 居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談及び助言等をおこないます。			

	就労移行支援		●	P36
	<p><内容> 一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。</p>			
	就労継続支援A型(雇用型)			P36
	<p><内容> 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労継続支援B型(非雇用型)			P36
	<p><内容> 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労定着支援		●	P36
	<p><内容> 一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。</p>			
	療養介護			P36
	<p><内容> 病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	短期入所(ショートステイ)<福祉型・医療型>		★	P36
	<p><内容> 福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。 医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。</p>			
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)			P26
	<p><内容> 主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。</p>			
	施設入所支援			P26
	<p><内容> 施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	自立生活援助		●	P26
	<p><内容> 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。</p>			

相談支援	基本相談支援		P41
	<内容> ・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。 ・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。 ・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。		
	計画相談支援		P41
	<内容> ・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。 ・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。		
	地域移行支援・地域定着支援		P41
	<内容> ・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。 ・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。		

(2) 地域生活支援事業

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

種別		掲載ページ	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	P67	
	<内容> 障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。		
	自発的活動支援事業	P45	
	<内容> 障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的 な とりくみの支援をおこないます。		
	相談支援事業	障害者相談支援事業	★ P41
		<内容> 福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	★ P41
		<内容> 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。	
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	P41
		<内容> 入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。	
	成年後見制度利用支援事業	P60	
	<内容> 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。		
	成年後見制度法人後見支援事業	P60	
	<内容> 法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。		
意思疎通支援事業	★ P52		
<内容> 手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。			

	手話奉仕員養成研修事業		P52
	<内容> 日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。		
	日常生活用具給付等事業	★	P27
	<内容> 日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす6種の用具の給付をおこないます。		
	移動支援事業	★	P27
	<内容> 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。		
	地域活動支援センター機能強化事業		P37
	<内容> 地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。		
任意事業	福祉ホーム		P27
	<内容> 低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。		
	訪問入浴サービス	★	P27
	<内容> 訪問により居宅において入浴サービスを提供します。		
	日中一時支援	★	P37
	<内容> 日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。		
	緊急一時保護	★	P45
	<内容> 介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。		
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	★	P18
	<内容> 障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。		
自動車運転免許取得・改造助成		P37	
<内容> 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。			
知的障害者職親委託		P37 p	
<内容> 一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。			

3.障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

※第2章の「この分野に係るサービスの見込量」を一覧にしたものです。

(1) 障害福祉サービス

【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	利用者数	478人	493人	519人	547人	576人	607人
	利用時間数	8,590時間	8,691時間	9,271時間	9,771時間	10,289時間	10,843時間
重度訪問介護	利用者数	127人	132人	136人	140人	144人	149人
	利用時間数	35,104時間	35,066時間	37,057時間	38,147時間	39,237時間	40,599時間
同行援護	利用者数	123人	126人	131人	137人	143人	149人
	利用時間数	3,059時間	2,961時間	3,198時間	3,344時間	3,491時間	3,637時間
行動援護	利用者数	11人	13人	16人	19人	22人	25人
	利用時間数	256時間	336時間	406時間	482時間	558時間	634時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【日中活動系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	利用者数	1,059人	1,076人	1,114人	1,153人	1,193人	1,235人
	利用日数	20,318日	20,519日	22,280日	23,060日	23,860日	24,700日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2人	3人	4人	6人	6人	6人
	利用日数	15日	36日	64日	100日	100日	100日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	32人	39人	39人	41人	45人	50人
	利用日数	538日	633日	633日	665日	730日	812日
宿泊型 自立訓練	利用者数	11人	9人	21人	21人	21人	21人
	利用日数	308日	251日	618日	618日	618日	618日
就労移行支援	利用者数	126人	141人	151人	162人	174人	187人
	利用日数	2,094日	2,295日	2,433日	2,579日	2,734日	2,899日
就労継続支援 (A型)	利用者数	118人	115人	120人	120人	120人	120人
	利用日数	2,342日	2,246日	2,320日	2,320日	2,320日	2,320日
就労継続支援 (B型)	利用者数	778人	806人	824人	842人	861人	880人
	利用日数	12,599日	13,078日	13,353日	13,633日	13,919日	14,211日
就労定着支援	利用者数	23人	47人	62人	65人	68人	71人
療養介護	利用者数	51人	47人	52人	54人	56人	58人
短期入所 (福祉型)	利用者数	171人	224人	251人	281人	314人	351人
	利用日数	912日	1,110日	1,184日	1,264日	1,349日	1,439日
短期入所 (医療型)	利用者数	28人	31人	31人	32人	33人	34人
	利用日数	207日	216日	229日	237日	244日	252日

【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	410人 (88人)	447人 (95人)	484人 (102人)	521人 (109人)	558人 (116人)	595人 (123人)
施設入所支援	利用者数	236人	235人	234人	233人	232人	231人
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	4人 (2人)	5人 (3人)	5人 (3人)

【相談支援】

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施
計画相談支援	利用者数	1,770人	2,036人	2,510人	3,095人	3,816人	4,705人
	指定特定相談支援 事業所 箇所数	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
地域移行支援	利用者数 (内精神)	5人 (5人)	4人 (4人)	4人 (4人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)
地域定着支援	利用者数 (内精神)	1人 (1人)	2人 (2人)	2人 (2人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)

(2) 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	237日	287日	300日	390日	390日	390日
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	機能として実施※	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	住宅入居支援事業 (居住サポート事業)	未実施	検討	実施	機能として実施	機能として実施
成年後見制度利用支援事業	23件	23件	24件	25件	26件	27件
成年後見制度 法人後見支援事業	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	28件	25件	26件	24件	25件	26件
意思疎通支援事業						
	手話通訳者派遣事業	1,354件	1,307件	1,350件	1,350件	1,350件
	要約筆記者派遣事業	49件	34件	30件	35件	40件
	手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
	手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	14人	13人	16人	16人	16人
日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	50件	59件	60件	60件	60件
	自立生活支援用具	89件	74件	100件	100件	100件
	在宅療養等支援用具	60件	65件	70件	70件	70件
	情報・意思疎通支援用具	163件	214件	170件	170件	170件
	排泄管理支援用具	8,387件	8,708件	9,000件	9,000件	9,000件
	住宅改修費	20件	9件	30件	30件	30件
	移動支援事業	629人	665人	690人	720人	780人
	地域活動支援センター機能 強化事業	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 任意事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	30人	30人	30人	30人	30人	30人
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
緊急一時保護 (延べ日数)	237日	287日	300日	390日	390日	390日
スポーツ・レクリエーション 教室開催等※1	3事業	3事業	1事業	3事業	3事業	3事業
自動車運転免許取得・改造助成	15件	8件	15件	16件	16件	16件
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※1 「障がい者スポーツ教室」「障がい者水泳教室」「障がい者スポーツ大会」。2020年度について、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

(4) 障害児通所支援

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	利用者数	229人	233人	240人	240人	259人	259人
	利用日数	2,362日	2,351日	2,380日	2,400日	2,592日	2,592日
医療型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	利用日数	13日	12日	12日	12日	12日	12日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	2人	2人	2人	2人	2人
	利用日数	0日	6日	6日	6日	6日	6日
放課後等デイサービス	利用者数	684人	739人	712人	733人	755人	778人
	利用日数	8,455日	8,630日	8,580日	8,837日	9,103日	9,376日
保育所等訪問支援	利用者数	9人	27人	30人	35人	40人	45人
	利用日数	10日	46日	50日	60日	70日	80日
障害児相談支援	利用者数	280人	357人	400人	420人	440人	470人

※町田市子ども発達支援計画行動計画（第二期障害児福祉計画）から引用

4.区市町村別サービスの提供状況

(1) 障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者数

（令和2年3月サービス提供分・速報値）

区市町村	訪問系サービス														
	サービス量(時間)					利用者数(人)					1人当たり月間サービス量(時間/人)				
	合計	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	合計	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	合計	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護
千代田区	4,917	1,016	3,383	306	212	95	68	8	14	5	51.8	14.9	422.9	21.9	42.4
中央区	8,091	4,173	2,646	323	949	209	171	10	19	9	38.7	24.4	264.6	17.0	105.4
港区	19,619	10,084	8,413	980	142	458	382	36	37	3	42.8	26.4	233.7	26.5	47.3
新宿区	31,193	14,393	14,239	2,361	200	689	544	39	99	7	45.3	26.5	365.1	23.8	28.6
文京区	9,515	2,231	5,609	1,670	5	287	208	16	62	1	33.2	10.7	350.6	26.9	5.0
台東区	12,056	2,382	8,904	758	12	245	175	27	42	1	49.2	13.6	329.8	18.0	12.0
墨田区	11,400	6,378	2,726	2,282	14	555	431	13	109	2	20.5	14.8	209.7	20.9	7.0
江東区	23,179	8,393	12,028	2,758	-	840	654	57	129	-	27.6	12.8	211.0	21.4	-
品川区	9,628	2,263	5,604	1,762	-	256	145	40	71	-	37.6	15.6	140.1	24.8	-
目黒区	15,276	5,722	8,993	497	64	299	247	27	24	1	51.1	23.2	333.1	20.7	64.0
大田区	35,771	14,998	15,902	4,745	126	844	634	37	168	5	42.4	23.7	429.8	28.2	25.2
世田谷区	76,905	24,024	50,183	2,451	247	1,224	950	131	137	6	62.8	25.3	383.1	17.9	41.2
渋谷区	5,501	1,887	3,045	526	43	216	167	20	26	3	25.5	11.3	152.3	20.2	14.3
中野区	22,674	6,250	14,001	2,118	305	575	445	48	75	7	39.4	14.0	291.7	28.2	43.6
杉並区	18,244	4,630	10,545	2,415	654	490	309	35	129	17	37.2	15.0	301.3	18.7	38.5
豊島区	10,605	2,584	6,333	1,620	68	297	192	25	79	1	35.7	13.5	253.3	20.5	68.0
北区	31,295	8,642	17,354	4,815	484	751	519	46	170	16	41.7	16.7	377.3	28.3	30.3
荒川区	13,346	5,725	5,670	1,891	60	455	351	29	73	2	29.3	16.3	195.5	25.9	30.0
板橋区	35,172	13,981	17,201	3,937	53	1,139	925	55	156	3	30.9	15.1	312.7	25.2	17.7
練馬区	62,436	18,120	37,662	6,441	213	1,230	934	97	193	6	50.8	19.4	388.3	33.4	35.5
足立区	54,069	20,276	23,515	6,809	3,469	1,554	1,089	96	256	113	34.8	18.6	244.9	26.6	30.7
葛飾区	14,262	11,328	386	2,528	20	632	486	3	139	4	22.6	23.3	128.7	18.2	5.0
江戸川区	29,878	12,987	12,787	3,723	381	1,320	1,108	43	161	8	22.6	11.7	297.4	23.1	47.6
八王子市	49,033	7,106	38,777	2,576	574	841	520	173	128	20	58.3	13.7	224.1	20.1	28.7
立川市	25,933	2,980	20,764	1,240	949	413	247	80	52	34	62.8	12.1	259.6	23.8	27.9
武蔵野市	12,061	1,559	9,641	592	269	239	162	27	38	12	50.5	9.6	357.1	15.6	22.4
三鷹市	13,979	2,752	9,942	654	631	261	187	27	26	21	53.6	14.7	368.2	25.2	30.0
青梅市	2,830	1,309	834	451	236	166	97	7	43	19	17.0	13.5	119.1	10.5	12.4
府中市	36,213	6,934	28,437	655	187	513	394	62	49	8	70.6	17.6	458.7	13.4	23.4
昭島市	6,941	1,890	4,029	789	233	240	170	19	33	18	28.9	11.1	212.1	23.9	12.9
調布市	17,088	2,191	13,359	884	654	375	243	53	42	37	45.6	9.0	252.1	21.0	17.7
町田市	41,327	8,164	30,743	2,050	370	736	487	128	110	11	56.2	16.8	240.2	18.6	33.6
小金井市	5,185	1,276	3,425	373	111	167	130	10	19	8	31.0	9.8	342.5	19.6	13.9
小平市	14,836	2,809	10,857	478	692	273	153	26	36	58	54.3	18.4	417.6	13.3	11.9
日野市	10,133	1,252	8,097	728	56	202	120	40	37	5	50.2	10.4	202.4	19.7	11.2
東村山市	14,651	2,393	11,334	445	479	347	211	71	39	26	42.2	11.3	159.6	11.4	18.4
国分寺市	9,946	1,572	7,890	344	140	189	129	32	21	7	52.6	12.2	246.6	16.4	20.0
国立市	22,708	2,680	18,193	215	1,620	282	148	55	18	61	80.5	18.1	330.8	11.9	26.6
福生市	2,717	1,564	840	299	14	112	91	6	14	1	24.3	17.2	140.0	21.4	14.0
狛江市	4,709	1,714	2,714	257	24	161	134	10	16	1	29.2	12.8	271.4	16.1	24.0
東大和市	5,620	1,147	4,015	403	55	136	103	12	18	3	41.3	11.1	334.6	22.4	18.3
清瀬市	8,102	1,277	6,365	335	125	145	91	25	21	8	55.9	14.0	254.6	16.0	15.6
東久留米市	10,305	1,448	7,527	471	859	192	121	20	24	27	53.7	12.0	376.4	19.6	31.8
武蔵村山市	4,604	2,005	2,277	282	40	173	147	10	13	3	26.6	13.6	227.7	21.7	13.3
多摩市	17,726	2,862	13,649	862	353	244	173	33	34	4	72.6	16.5	413.6	25.4	88.3
稲城市	2,194	628	1,117	85	364	96	71	9	9	7	22.9	8.8	124.1	9.4	52.0
羽村市	1,554	832	538	126	58	72	57	1	11	3	21.6	14.6	538.0	11.5	19.3
あきる野市	1,501	824	412	118	147	101	79	2	13	7	14.9	10.4	206.0	9.1	21.0
西東京市	11,664	1,149	9,732	474	309	154	83	28	30	13	75.7	13.8	347.6	15.8	23.8
瑞穂町	999	904	-	93	2	73	68	-	4	1	13.7	13.3	-	23.3	2.0
日の出町	1,028	355	584	81	8	28	18	4	5	1	36.7	19.7	146.0	16.2	8.0
檜原村	120	13	107	-	-	3	2	1	-	-	40.0	6.5	107.0	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	165	132	-	15	18	19	13	-	3	3	8.7	10.2	-	5.0	6.0
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	910,904	266,187	553,328	74,091	17,298	21,613	15,783	1,909	3,274	647	42.1	16.9	289.9	22.6	26.7

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第九期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

(2) 障害福祉サービス（日中活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況
 （令和元年度末・速報値）

区市町村	日中活動系サービス							相談支援			
	定員数						合計	人口1万人 当たり	事業所数		
	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			計画相談 支援	地域移行 支援	地域定着 支援
千代田区	30	-	-	326	20	64	440	66.6	3	-	-
中央区	70	-	10	36	25	162	303	18.0	9	1	1
港区	202	30	-	140	54	198	624	24.0	15	13	9
新宿区	221	45	99	389	65	585	1,404	40.2	22	3	3
文京区	161	6	29	152	30	336	714	30.2	14	2	2
台東区	160	-	14	156	40	258	628	30.0	11	6	5
墨田区	120	-	7	139	-	479	745	27.6	13	3	3
江東区	417	-	12	153	80	741	1,403	27.0	30	3	3
品川区	360	6	6	140	60	300	872	21.1	10	1	-
目黒区	298	-	24	46	40	316	724	25.2	13	2	2
大田区	535	30	10	243	70	1,010	1,898	25.7	40	7	6
世田谷区	697	10	82	212	40	1,127	2,168	23.1	43	9	8
渋谷区	97	-	-	226	70	304	697	29.6	16	5	5
中野区	346	20	28	162	29	345	930	27.1	21	6	6
杉並区	535	93	6	102	20	804	1,560	26.6	39	8	6
豊島区	184	20	30	273	48	419	974	32.4	19	3	2
北区	357	10	72	182	37	510	1,168	33.0	16	8	7
荒川区	126	-	58	77	30	290	581	26.6	10	2	2
板橋区	582	12	112	142	50	766	1,664	28.5	37	6	6
練馬区	868	40	40	114	106	1,035	2,203	29.7	36	5	5
足立区	1,132	25	23	247	139	845	2,411	35.3	28	6	5
葛飾区	628	11	47	122	100	771	1,679	36.9	39	5	5
江戸川区	842	20	44	268	70	822	2,066	29.7	45	7	8
八王子市	1,678	-	102	270	100	1,394	3,544	61.5	37	16	14
立川市	347	-	44	124	30	466	1,011	56.0	11	4	4
武蔵野市	262	10	12	156	20	270	730	49.2	12	2	2
三鷹市	240	-	10	58	42	340	690	35.9	15	4	4
青梅市	237	-	40	18	20	362	677	50.8	16	4	3
府中市	473	-	8	118	10	367	976	37.1	19	6	5
昭島市	130	-	-	24	-	346	500	44.6	10	2	2
調布市	475	-	68	109	10	583	1,245	51.9	14	4	4
町田市	983	-	12	198	40	727	1,960	45.2	24	4	3
小金井市	155	20	-	36	-	249	460	36.6	11	3	2
小平市	512	26	-	16	17	435	1,006	51.2	14	8	7
日野市	632	6	6	39	23	281	987	51.9	13	4	4
東村山市	242	-	10	27	15	631	925	61.5	11	2	2
国分寺市	130	6	24	26	-	158	344	26.9	8	2	2
国立市	287	-	20	60	40	105	512	68.1	8	4	4
福生市	105	-	-	37	-	113	255	44.5	7	2	2
狛江市	102	-	15	-	-	92	209	24.9	3	2	2
東大和市	106	-	30	6	10	268	420	49.9	7	3	3
清瀬市	395	8	-	20	-	211	634	84.4	9	3	3
東久留米市	163	-	51	22	20	335	591	50.8	16	1	1
武蔵村山市	130	-	20	20	-	250	420	58.7	8	2	1
多摩市	222	-	-	20	30	369	641	43.4	11	2	2
稲城市	70	-	-	-	35	160	265	28.9	4	-	-
羽村市	79	-	-	6	-	145	230	42.2	5	-	-
あきる野市	252	-	-	-	10	80	342	42.7	8	3	3
西東京市	188	-	20	40	-	290	538	26.1	15	6	5
瑞穂町	130	-	-	6	-	44	180	55.7	3	2	2
日の出町	270	-	-	-	-	95	365	213.4	3	-	-
檜原村	0	-	-	-	-	20	20	101.1	1	-	1
奥多摩町	40	-	-	-	-	20	60	123.4	2	-	-
大島町	240	-	-	-	-	30	270	373.9	2	-	-
利島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	23	-	-	-	-	40	63	88.9	1	-	-
青ヶ島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都外	2,914	-	-	-	-	-	2,914	-	-	-	-
合計	21,180	454	1,245	5,503	1,695	21,763	51,840	37.2	857	206	186

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第九期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

(令和元年度末・速報値)

区市町村	短期入所		共同生活援助(グループホーム)				障害者支援施設等			
	定員数	人口1万人 当たり	定員数				人口1万人 当たり	施設数	主たる対象者	
				(身体)知的	精神	難病			身体	知的
千代田区	5	0.8	12	8	4	-	1.8	-		
中央区	6	0.4	51	37	14	-	3.0	1		○
港区	11	0.4	69	50	19	-	2.6	2	○	○
新宿区	16	0.5	101	56	45	-	2.9	2	○	○
文京区	12	0.5	79	61	18	-	3.3	1	○	○
台東区	12	0.6	90	72	18	-	4.3	1		○
墨田区	6	0.2	151	129	22	-	5.6	-		
江東区	27	0.5	203	163	40	-	3.9	-		
品川区	14	0.3	90	63	27	-	2.2	2	○	○
目黒区	12	0.4	113	91	16	6	3.9	1		○
大田区	32	0.4	458	377	81	-	6.2	2	○	○
世田谷区	76	0.8	329	215	114	-	3.5	2	○	○
渋谷区	12	0.5	82	45	37	-	3.5	2	○	○
中野区	20	0.6	152	104	48	-	4.4	2	○	○
杉並区	25	0.4	344	277	67	-	5.9	3	○	○
豊島区	18	0.6	224	84	140	-	7.5	2	○	○
北区	33	0.9	132	110	22	-	3.7	-		
荒川区	14	0.6	153	84	69	-	7.0	-		
板橋区	46	0.8	308	218	90	-	5.3	2	○	○
練馬区	33	0.4	492	251	241	-	6.6	6	○	○
足立区	34	0.5	571	456	115	-	8.4	3	○	○
葛飾区	18	0.4	661	605	56	-	14.5	1		○
江戸川区	27	0.4	459	316	143	-	6.6	2	○	○
八王子市	80	1.4	1,075	748	327	-	18.7	9	○	○
立川市	16	0.9	220	186	34	-	12.2	1		○
武蔵野市	3	0.2	144	130	14	-	9.7	1		○
三鷹市	18	0.9	213	87	126	-	11.1	1		○
青梅市	60	4.5	282	264	18	-	21.2	4	○	○
府中市	43	1.6	217	172	45	-	8.2	1	○	
昭島市	1	0.1	92	73	19	-	8.2	-		
調布市	22	0.9	181	99	82	-	7.5	2		○
町田市	38	0.9	564	449	115	-	13.0	3	○	○
小金井市	9	0.7	139	117	22	-	11.1	-		
小平市	45	2.3	174	162	12	-	8.9	3	○	○
日野市	26	1.4	260	230	30	-	13.7	5	○	○
東村山市	33	2.2	102	82	20	-	6.8	2		○
国分寺市	13	1.0	164	138	26	-	12.8	-		
国立市	26	3.5	149	125	24	-	19.8	2		○
福生市	5	0.9	105	99	6	-	18.3	1		○
狛江市	4	0.5	51	35	16	-	6.1	-		
東大和市	32	3.8	176	164	12	-	20.9	-		
清瀬市	38	5.1	109	87	22	-	14.5	4	○	○
東久留米市	8	0.7	161	125	36	-	13.8	1		○
武蔵村山市	39	5.5	88	78	10	-	12.3	1		○
多摩市	19	1.3	86	70	16	-	5.8	1		○
稲城市	3	0.3	38	31	7	-	4.1	1		○
羽村市	12	2.2	68	44	24	-	12.5	1		○
あきる野市	31	3.9	131	124	7	-	16.4	2	○	○
西東京市	14	0.7	276	131	145	-	13.4	1		○
瑞穂町	22	6.8	43	37	6	-	13.3	1		○
日の出町	14	8.2	71	58	13	-	41.5	4	○	○
檜原村	2	10.1	-	-	-	-	-	-		
奥多摩町	4	8.2	16	16	-	-	32.9	1		○
大島町	6	8.3	24	24	-	-	33.2	3		○
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	-	-	7	7	-	-	37.8	-		
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	4	119.4	-	-	-	-	-	-		
八丈町	-	-	27	12	15	-	38.1	-		
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	1,199	0.9	10,777	8,076	2,695	6	7.7	93	23	42

「各地域におけるサービス提供の状況」(東京都第九期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料)

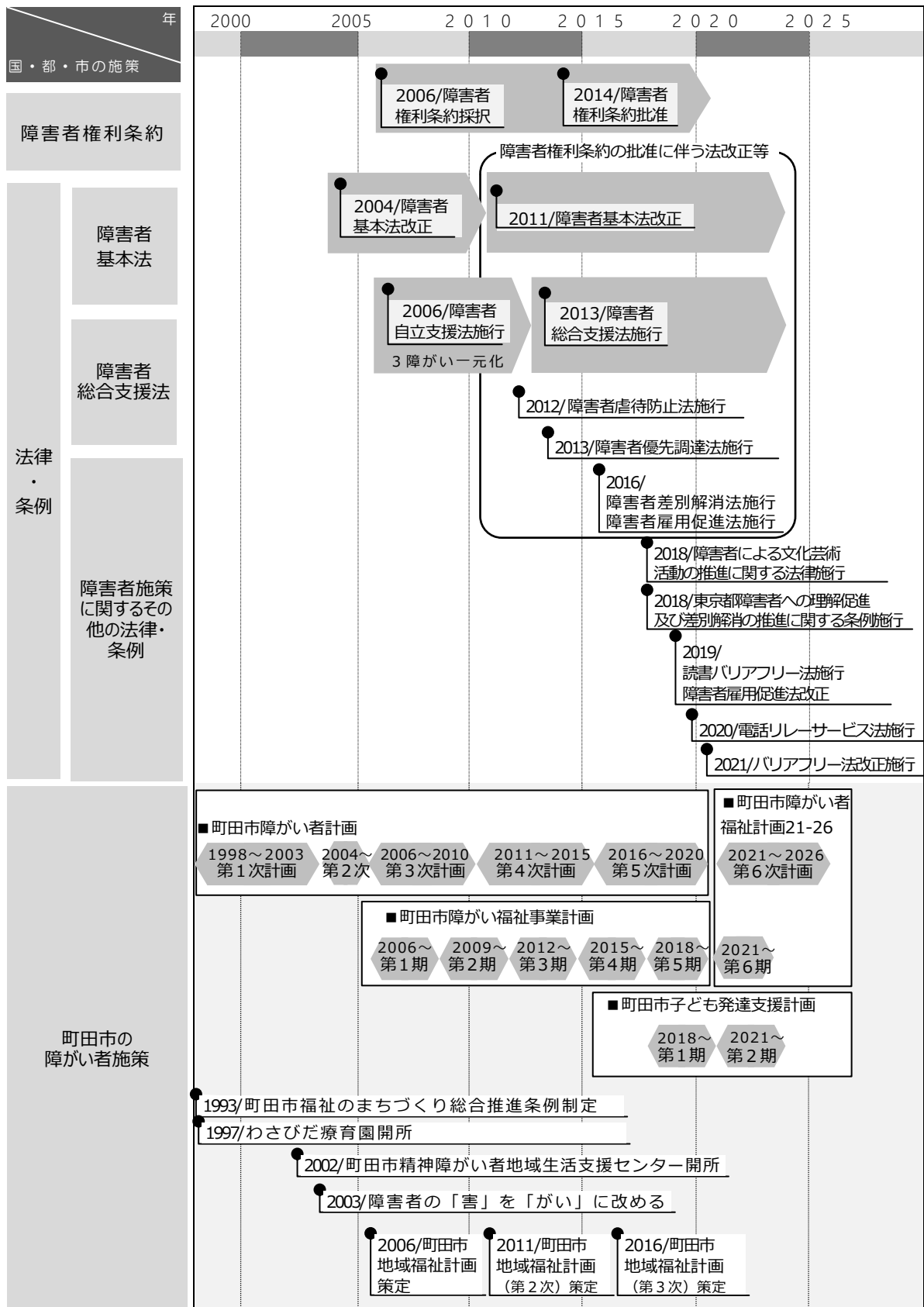
(3) 地域生活支援事業の区市町村別実施状況

(令和元年度)

区市町村	事業理解促進・啓発	事業自発的 活動支援	相談支援事業 ※国庫補助 対象事業 （居住サ ポート事業）		成年後見 制度利用 支援事業	成年後見 制度法人 支援事業	意思疎通 支援事業		日常生活 用具給付 事業	研修事業 （手話奉仕 員養成）	移動 支援事業	地域活動支援センター			
			機能強化 事業	機能強化 事業			機能強化 事業 （Ⅰ型）	機能強化 事業 （Ⅱ型）				機能強化 事業 （Ⅲ型）	基礎的 事業のみ		
千代田区	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
中央区	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
港区	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
新宿区	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
文京区	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
台東区	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
墨田区	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			
江東区	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
品川区	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
目黒区	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	
大田区	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
世田谷区	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
渋谷区	○		○		○		○	○	○	○	○	○		○	
中野区	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
杉並区	○				○		○	○	○	○	○	○		○	
豊島区	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
北区	○	○			○		○	○	○	○	○	○			
荒川区	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○		
板橋区	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○		
練馬区	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
足立区	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
葛飾区	○				○		○	○	○	○	○	○	○		
江戸川区	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	
八王子市	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○	
立川市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
武蔵野市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
三鷹市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
青梅市	○						○	○	○	○	○	○			
府中市	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○		
昭島市	○				○		○	○	○	○	○	○			
調布市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
町田市	○				○	○	○	○	○	○	○	○			
小金井市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		
小平市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
日野市	○		○	○			○	○	○	○	○	○			
東村山市	○		○				○	○	○	○	○	○			
国分寺市	○		○		○		○	○	○	○	○	○		○	
国立市	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○		
福生市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		
狛江市	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○	
東大和市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
清瀬市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
東久留米市	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○		
武蔵村山市	○				○		○	○	○	○	○	○	○		
多摩市	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○			
稲城市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
羽村市	○				○		○	○	○	○	○	○			
あきる野市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
西東京市	○		○				○	○	○	○	○	○			
瑞穂町	○						○	○	○	○	○		○		
日の出町							○	○	○	○	○		○	○	
檜原村			○				○		○	○					
奥多摩町					○		○		○	○				○	
大島町	○								○	○					
利島村			○						○						
新島村									○	○					
神津島村	○								○	○				○	
三宅村	○								○	○					○
御蔵島村									○	○					
八丈町					○				○	○			○		
青ヶ島村															
小笠原村									○						
区市町村数	53	11	38	15	44	3	53	51	61	49	59	48	26	20	2

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第九期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

5. 計画策定の背景



※各計画の期間については年度、その他は年で掲載しています。

6. 計画の検討経過

2019年度	<p>第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年1月21日(火) 議 題 計画策定に関わる諮問</p>
2020年度	<p>第1回 障がい者計画部会(書面会議) 開催日 2020年4月10日(金) 議 題 計画の構成、基本理念、施策の柱等の検討 ※5月11日(月)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第1回 町田市障がい者施策推進協議会(書面会議) 開催日 2020年4月24日(金) 議 題 計画の構成、基本理念、施策の柱等の検討 ※5月21日(木)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第2回 障がい者計画部会(書面会議) 開催日 2020年5月21日(木) 議 題 分野別の課題と施策等の検討 ※6月2日(火)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第1回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年6月5日(金) 議 題 サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認</p>
	<p>第2回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年7月7日(火) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討</p>
	<p>第3回 障がい者計画部会 開催日 2020年7月16日(木) 議 題 基本理念、施策の柱、分野別の課題と施策の検討</p>
	<p>第2回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年7月27日(月) 議 題 分野別の課題と施策の検討</p>
	<p>第3回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年8月4日(火) 議 題 国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討</p>
	<p>第4回 障がい者計画部会 開催日 2020年8月19日(水) 議 題 分野別の課題と施策の検討</p>

2020年度	<p>第3回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年8月20日(木) 議 題 分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討</p>
	<p>第5回 障がい者計画部会 開催日 2020年9月23日(水) 議 題 分野別の課題と施策、パブリックコメント用素案の検討</p>
	<p>第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年10月23日(金) 議 題 パブリックコメント用素案の検討</p>
	<p>パブリックコメント実施 募集期間 2020年11月10日(火)～12月9日(水) 募集方法 郵送、メール、FAX、持参 資料の閲覧・配布場所 障がい福祉課、市政情報課、広聴課男女平等推進センター(市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曾山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター ※町田市HPにも資料を掲載</p>
	<p>第6回 障がい者計画部会 開催日 2021年1月13日(水) 議 題 答申原案の検討</p>
	<p>第5回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2021年1月28日(木) 議 題 答申原案の検討・承認</p>

7. 計画の検討体制

(1) 町田市障がい者施策推進協議会 委員名簿

けいしやうりやく
(敬称略)

くぶん 区分	しめい 氏名	しよぞくめい 所属名 (委員就任時)
かいちやう 会長	いわさき しんや 岩崎 晋也	ほうせいだいがく 法政大学
しよくむ 職務 だいにり 代理	いのうえ みつはる 井上 光晴	もとなしやかいふくししじむしよ 元名社会福祉士事務所
いいん 委員	さとう まゆみ 佐藤 繭美	ほうせいだいがく 法政大学
いいん 委員	たにうち たかゆき 谷内 孝行	おうびりんだいがく 桜美林大学
いいん 委員	なかがわ たねひで 中川 種栄	まちだししikai 町田市医師会
いいん 委員	まつざき しげのり 松崎 重憲	まちだししikai 町田市歯科医師会
いいん 委員	おの ひろし 小野 浩	まちされん
いいん 委員	もり きみお 森 公男	まちだししやかいふくしほうじんせつとうれんらくかい 町田市社会福祉法人施設等連絡会
いいん 委員	ばば あきの 馬場 昭乃	しやかいふくしほうじん まちだししやかいふくしきやうぎかい 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
いいん 委員	ふじたに しゅうへい 藤谷 修平	みなみちいきしやう しやしえん 南地域障がい者支援センター
いいん 委員	あおやま のぶゆき 青山 信幸	まちだししやう しやしゅうろう せいかつしえん 町田市障がい者就労・生活支援センター Let's
いいん 委員	つづみ あいこ 堤 愛子	とくていひえいりかつどうほうじん まちだ 特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク まちだざいたくしやう しやかい まちだ在宅障がい者チェーンの会
いいん 委員	かざま ひろあき 風間 博明	まちだししんだいしやうがいしやふくしきやうかい 町田市身体障害者福祉協会
いいん 委員	あさの なおき 浅野 直樹	まちだしちやうかくしやうがいしやきやうかい 町田市聴覚障害者協会
いいん 委員	あかまつ まさみ 赤松 正美	まちだししやう いししや おやかい れんらくかい 町田市障がい児・者「親の会」連絡会
いいん 委員	さかもと のぶひろ 坂本 宣宏	とくていひえいりかつどうほうじん まちだしせいしんしやうがいしやかい 特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
いいん 委員	まのちの まりこ 町野 真里子	まちだしみんせいいいんじどういいんきやうぎかい 町田市民生委員児童委員協議会
いいん 委員	すずき さとる 鈴木 悟	まちだしやうこうかいぎしよ 町田商工会議所
いいん 委員	もりやま ともや 森山 知也	とうきやうとりつまちだ おかがくえん 東京都立町田の丘学園
いいん 委員	ふりはた ゆういち 降幡 勇一	まちだこうきやうしよくきやうあんていじよ 町田公共職業安定所

(2) 町田市障がい者施策推進協議会 障がい者計画部会 委員名簿

けいしょうりやく
(敬称略)

くぶん 区分	しめい 氏名	しよぞくめい いいいんしゅうにんじ 所属名 (委員就任時)
ぶかいちやう 部会長 ※	おの ひろし 小野 浩	まちだししやう しやしきくすいしんきやうぎかい 町田市障がい者施策推進協議会 (まちされん)
しよくむだいいり 職務代理 ※	もりやま ともや 森山 知也	まちだししやう しやしきくすいしんきやうぎかい 町田市障がい者施策推進協議会 (とうきやうとりつまちだ おかがくえん) (東京都立町田の丘学園)
いいいん 委員 ※	い 李 へんぐえん 幸宏	まちだざいたくしやう しや かい まちだ在宅障がい者「チェーンの会」
いいいん 委員 ※	いちむら よしあき 市村 善明	とくていひ えいりかつとうほうじん まちだ 特定非営利活動法人 インクルネット町田
いいいん 委員 ※	かざま ひろあき 風間 博明	まちだししやう しやしきくすいしんきやうぎかい 町田市障がい者施策推進協議会 (まちだしんたいしやうがいしやふくしきやうかい) (町田市身体障害者福祉協会)
いいいん 委員 ※	ごとう みきこ 後藤 美紀子	ちてき ほつたつしやう じ しや そだ かい 知的・発達障がい児・者ととともに育つ会 ひこうせん
いいいん 委員 ※	ながた たかし 永田 隆	しやかいふくしほうじん まちだししやかいふくしきやうぎかい 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
いいいん 委員 ※	たまき ひろと 玉木 浩人	まちだしちやうかくしやうがいしやきやうかい 町田市聴覚障害者協会
いいいん 委員	いなむら ひろみ 稲村 宏美	とびたつかい とびたつ会
いいいん 委員 ※	しみず けんいち 清水 謙一	まちだししやかいふくしほうじんしせつとうれんらくかい 町田市社会福祉法人施設等連絡会
いいいん 委員 ※	みやじま みさ 宮島 美彩	みやじまほうりつじむしよ 宮島法律事務所
いいいん 委員	みわ よういち 三輪 洋一	しやかいふくしほうじん はらまちだ 社会福祉法人 コメット 原町田スクエア

※ : さぎやうぶかいいん けんむ
作業部会員を兼務

コラム掲載ページ一覧

- ・障がい者青年学級利用者の声・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- ・日中サービス支援型グループホームについて・・・・・・・・・・25
- ・就労の支援機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- ・地域活動支援センター まちプラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- ・育児支援のとりくみについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- ・障がい者歯科診療所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- ・災害時の避難について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- ・犯罪や事故・トラブル被害の相談先・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- ・障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応・相談窓口・・・・・・・・61
- ・災害時等障がい者支援用バンダナ・ヘルプカード・・・・・・・・・・68
- ・地域生活支援拠点等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

パブリックコメント実施結果・答申素案についての障がい者計画部会からの意見一覧と対応状況(1月13日開催 2020年度第6回障がい者計画部会)

NO	分野	意見概要	対応状況	資料	対応/関連ページ	発言者
1	全体	市の考えは、どの部署からの回答か、担当部署を示した方が良い。	パブリックコメントは市としての考えをお示しすることになっているため、個別の担当部署の記載はいたしません。 なお、計画第2章 分野別の課題と施策については、担当部署を記載し、計画の推進にあたっては全庁的に取り組んでまいります。	パブコメ実施結果	全体	小野部会長
2	NO4	「ご意見をうかがう機会を設けるよう努める」というだけでは回答が具体性に欠けている。「3年後もパブリックコメントを実施する」といった具体的な内容を示すことはできないか。	ご指摘を踏まえ、「努めます」の文言を削除し「設けます」といたしました。市民のご意見を伺う手続きとしましては、パブリックコメントの他、公聴会等も想定されるため、次の計画を策定する際に検討することとなります。	パブコメ実施結果	p5	宮島委員
3	NO10	「定員を増やす施策」に対応して「SNSなどの利用」が示されているが、まず定員増員の必要性をしっかりと伝えることが必要ではないか。そのために「多くの方に障がいのある人の学びの大切さを伝える」という流れとすべき。	ご指摘を踏まえ文言を修正しました。 【修正後】 2019年度、2020年度ともに、希望者全員が参加しています。定員増のために、青年学級を支える支援者確保に向け、Twitter、YouTube、大学への出前講座、教育実習生の受け入れ、市民に向けたコンサート活動などを通して多くの方に障がいのある人の学びの大切さを伝えていきます。	パブコメ実施結果	p7	宮島委員
4	NO19	意見の切実さに対して回答が不十分。重点にもなっているとより具体性のある回答をすべき。	ご指摘をふまえ回答を修正しました。 【修正後】親なき後も住み慣れた町田市で暮らし続けられるように、重点施策3・5に記載のとおり、地域生活支援拠点等の整備や重い障がいがある人の利用できるグループホームのあり方の検討等にとりくみます。 計画の推進にあたっては、いただいたご意見をふまえ、施策にとりくんでまいります。	パブコメ実施結果	p10	小野部会長
5	NO33	タクシー券の要望については協会を通じて会員から多くの意見を提出させていただいた。このように結果が残る形で意見提出したことは初めてであり、意義のあることだった。今期は無理としても、この結果をきちんと公表し、2024年度以降の後期計画においてはぜひ重点として実施してほしい。	ご意見として承り、計画推進の際の参考にさせていただきます。	パブコメ実施結果・素案	パブコメp13/素案p21,22	風間委員
6	NO34	回答には「体制を整備するものです」とあるが、ここまで言い切って大丈夫か。整備までするのか。	ご指摘をふまえ、回答を「～体制について検討してまいります。」に修正しました。	パブコメ実施結果	p13	小野部会長
7	NO37	回答はこれで十分だろうか。No.40やNo.41と同様の意向の意見と捉えて、それらと同レベルの回答が求められる。	回答に記載のとおり、ヘルパーの人手不足等を背景とし、利用時間が実際のニーズより少なく抑えられてしまっているという指摘については市としても認識しております。	パブコメ実施結果	p14	小野部会長
8	NO37	重度の利用控え、利用できない状態にあるのは事実。今までの実績ベースではニーズを拾い切れていないが、隠れたニーズ、潜在ニーズがあることを踏まえうえで反映の取り組みをしていることを示すことが大事だ。	ご指摘をふまえ、隠れたニーズの把握について、「計画の推進にあたっては、より丁寧なニーズの把握につとめてまいります。」に記載を変更しました。	パブコメ実施結果	p14	李委員
9	NO38	NO38「利用したくてもできない人がいる」という意見に対する回答としては、現状はどうなのか、空きはあるかないなど、より具体的な実際のところを示すべき。	ご指摘をふまえ、「現時点では、利用者すべてのニーズに応えられていない状況があることを認識しております。」を回答に追記しました。	パブコメ実施結果	p15	森山委員
10	NO41	回答はもう少し踏み込んだ内容とする必要があるのではないかと。「2016年作成の基準」自体が不十分という意見なので。これも隠れたニーズ、潜在ニーズがあることを踏まえうえで、基準の見直しも視野に入れた回答が必要。	ご指摘をふまえ、「同基準については、その後も市内事業所や障がい当事者と毎年意見交換会を行っておりますので、いただいたご意見等は、今後の検討の参考とさせていただきます。」を回答に追記しました。	パブコメ実施結果	p15	小野部会長

NO	分野	意見概要	対応状況	資料	対応/関連ページ	発言者
11	NO42	市回答の文末が重複しているので内容の調整を。	ご指摘のとおり修正しました。	パブコメ 実施結果	p16	後藤委員
12	NO43	いくつか出てくるが、回答の中の「開設勸奨」という表記はこれでいいだろうか。実施自治体の責任として「勸奨」ではなく、他の箇所表記している「推進」や「促進」を用いて、ここはむしろ「促進」というべきではないか。(NO48も同様)	ご指摘のとおり、「促進」に文言を修正しました。また、素案のp45重点事業11で記載していた「勸奨」の文言を「促進」に修正しました。	パブコメ 実施結果	p16	小野部会長
13	NO61	市回答の文末が重複しているので削除・修正を。	ご指摘のとおり修正しました。	パブコメ 実施結果	p23	後藤委員
14	NO70	誤字修正:「医療的ケア」が正しい。	ご指摘のとおり修正しました。	パブコメ 実施結果	p25	小野部会長
15	NO72	誤字修正:意見部分の出だし「障」が正しい。	ご指摘のとおり修正しました。	パブコメ 実施結果	p26	宮島委員
16	NO73	意見内容がよくわからないが、日中レスパイト、在宅レスパイトとなっている。市の回答としては「日中一時支援として検討」ということならばそれがわかるようにしてほしい。(都の包括補助事業の「在宅レスパイト事業」が想定されるならば、そのように理解できるように記載し、町田市の考えを示すべき。	ご指摘をふまえ、「ご指摘の『重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業』については、東京都や他市の状況を研究してまいります。いただいたご意見は、施策に取り組む際の参考とさせていただきます。」に記載を修正しました。	パブコメ 実施結果	p26	小野部会長
17	NO73	「在宅レスパイトはできないのか」という意見に対する市の回答が必要だ。他の市区ではやっているところはある。		パブコメ 実施結果	p26	森山委員
18	NO86	回答内容がよくわからない。	他の機関や民間の施設に、市が手話通訳者を設置することはできないため、市のとりくみとしては設置の要請を行うことを掲げています。回答内容を「①手話通訳者の設置などの合理的配慮は各事業者が行うこととなっており、市が設置することはできません。現在、市では、警察・裁判所・学校・病院といった人権や生命に関わる機関に設置を要請していますが、本計画期間ではこれらの機関に加え、金融機関や商業施設などにも範囲を広げ設置要請をおこないます。なお、素案の内容を分かりやすくするため、事業概要と目標値の文章を修正いたします。」に修正しました。これに合わせ、素案51ページの重点施策13の記載も修正しています。	パブコメ 実施結果・素案	p30	小野部会長
19	NO87	テレビ電話については「研究していく」というのでは遅い、早急に検討すべき事項だ。	「日常生活用具の品目の見直しについては、近隣区市町村の状況等を注視しながら検討してまいります。」に修正しました。	パブコメ 実施結果	p30	小野部会長
20	NO96	災害時避難支援としては確かに要支援者名簿の作成と共有だろうが、実際には町内会や自治会で対応可能なのだろうか、高齢化は進んでおり自分たちを守ることで手一杯なのではないか。この部分の担当は防災課か。	町内会や自治会では、自主防災組織として地域防災の活動にとりくんでいる実情があります。町内会・自治会そのものが役割を担っている場合と、町内会・自治会の中に複数の自主防災組織が活動している場合があります。地域の避難訓練や避難施設関係者の連絡会にて災害に備えているほか、市では自主防災組織の役員育成の講習会、マニュアルの周知などを実施しています。また、災害時はボランティアの町田市消防団員も各地域で支援をおこないます。上記とりくみの担当は防災課、避難行動要支援者名簿については福祉総務課が担当となっています。平常時から地域と関係をもち、避難時に支援が必要であることを周りに知ってもらう大切さについて、今後も周知に努めていきます。	パブコメ 実施結果	p33	小野部会長
21	NO112	回答には「在籍している」というだけでなく、教育委員会での在籍が何人、雇用率の達成状況といった具体的なことまで示した方がよい。	ご指摘を踏まえ教育委員会の雇用率と達成状況を明記いたしました。	当日配布 資料1	-	森山委員
22	資料編	p93の「特別支援学校(高等部)卒業見込み数」だが、1行目「特別支援学校(高等部)の進学先としては」→「特別支援学校(高等部)への進学先としては」とした方が正しい。「へ」を追加	ご指摘のとおり修正しました。	素案	p93	森山委員
23	理解・協働のこと	ろう者の第一言語は手話であることについて理解を広げてほしい。	理解・協働の分野における障がい理解の普及啓発とりくみをすすめる際に参考にさせていただきます。	素案	P66	玉木委員

NO	分野	意見概要	対応状況	資料	対応/関連ページ	発言者
以下、会議後に提出された意見						
24	NO37	実態調査ではサービス未利用者のうち、44.6%の人が障害福祉サービスが必要と感じながらまだ使っていないかったということも今後の見込み量の増加の根拠として考えたい。	ご指摘いただいた、「サービス未利用者のうち、支援が必要と感じる困り事がある」と答えた人が44.6%いること(2019年度実施調査)については、市としても受け止めています。一方で、同調査でのサービスの利用意向については「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」が35.6%と、「利用したいと思わない」36.4%の次に多い結果となりました。市としては、まず、これらの人がサービスを必要としたときに支援を受けられるよう、サービスについて周知していく必要があると考えています。これらの調査結果を根拠として見込み量を増加させることについては、どのくらいの増加を見込めばいいのかなど、算定が難しい面があるかと考えております。見込み量については、No.37回答のとおり利用実績の伸び率や将来的な利用人数の増加も加味して検討しています。	パブコメ実施結果	P14	李委員
25	NO40	「社会参加の外出と通院の外出は身体機能の維持のため」なので、それは分けて算定すべき」という基準の見直し意見は、正当な意見なので、基準のあり方として具体的に回答すべき	ご指摘をふまえ、回答を「町田市の重度訪問介護の支給基準については、市内事業所や障がい当事者と協力して検討会を開催し、2016年に作成いたしました。同基準については、その後も市内事業所や障がい当事者と毎年意見交換会を行っておりますので、いただいたご意見等は、今後の検討の参考とさせていただきます。」に修正しました。			小野部会長
26	基本目標	実態調査という文言が最初に登場するところの近くに調査の説明がないと分かりづらい。	ご指摘を踏まえ、最初に実態調査の文言が使われている部分に注釈を追加しました。	素案	P6	宮島委員
27	学び、文化芸術、スポーツ活動の	スポーツ・レクリエーション教室開催等の見込み量の2020年度実績値が1事業となっているが、0事業ではないか。	ご指摘のとおり2020年度はコロナウイルス感染症の影響ですべての事業が中止となりましたので、2020年度実績値及び注釈の記載を修正しました。	素案	P18	宮島委員
28	暮らすこと	P23 主なりくみ2点目「高齢化や障がいの重度化に対応する～…(略)、真に町田市のニーズにあった事業所の整備を進めます」について、「町田市のニーズ」ではなく「利用者のニーズ」のほうが良い。	日中サービス支援型GHは、開設前に区市町村の会議等で評価を受ける必要があります。町田市としては、利用者のニーズに加え、町田市の求める、障がいの重度化・高齢化に対応したGHのみ開設を認める方針です。ご指摘をふまえ、「利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備を進めます。」に修正しました。	素案	p23	宮島委員
29	暮らすこと	重点施策4「精神障がいがある人に対して～…(略)、必要なサービスの周知を行うとともに…」とあるが、「必要なサービスの周知を行う」ことが重点の事業概要に入っていない。	「必要なサービスの周知…」という部分については、サービスを現在使っていない人もニーズがある人、サービスを使ったほうが暮らしやすくなる人に対して周知を行うという意図で入れたものとなります。サービスの情報提供については重点施策15でとりむため、文章を「・地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。(⇒重点施策15)」 ・保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4)」に分けました。	素案	p24	宮島委員
30	日中活動・働くこと	現状と課題【日中活動・就労系の障害福祉サービス】2つ目の・文章3行目に誤字あり「希望どおりに」	ご指摘をうけ修正しました。	素案	p28	宮島委員
31	保健・医療のこと	現状と課題【医療機関の障がい理解と合理的配慮】について文章が長すぎてわかりづらいため、整理すべき。	ご指摘を踏まえ該当部分の文言を整理しました。	素案	P46	宮島委員
32	生活環境と安全・安心のこと	主なりくみの【防災対策】3つ目の・文章の2行目「避難支援の対策をはかる」の意味がよくわからない。主語は防災課なのか地域の人なのか。	対策をはかることは市が実施するとりくみですが、記載がわかりづらいため素案を修正しました。	素案	p55	宮島委員

NO	分野	意見概要	対応状況	資料	対応/関連ページ	発言者
33	生活環境と安全・安心のこと	主なとりくみの【防災対策】4つ目の「災害にそなえた対策」の意味がよくわからない。障がい者自身が準備をするという意味か。	自宅に準備しておくものや日頃から備えておくことなど、障がいがある人を含み、自身で行う対策です。ご指摘をうけ、素案の文章を「障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。」に修正しました。	素案	p55	宮島委員
34	生活環境と安全・安心のこと	重点施策16の事業概要について。6行目の「一般の」という言葉は必要か。	この事業は、地域の学校など一般の避難施設が対象です。二次避難施設(福祉避難所)の事業と混同しないために「一般の」を記載しています。	素案	p56	宮島委員
35	生活環境と安全・安心のこと	コラムの4つ目の「男性への暴力」は「パートナーへの暴力」ではないか。	男女で性別を限定せず「パートナーへの暴力」とし、男性相談用窓口ではなく配偶者等暴力被害相談の代表的な連絡先に修正しました。	素案	p56	宮島委員
36	差別をなくすこと・権利を守ること	①現状と課題のところにある町田市市民意識調査に関する注釈を【障がい者差別の解消】と【権利を守ること】の間に移動するべき。 ②主なとりくみ【権利を守ること】の2ポチ目「福祉サービスを利用する…引き続き対応していきます。」のところを「…引き続きいねいに対応していきます。」に修正してほしい。	①、②ともにご指摘のとおり修正いたしました。	素案	P57、59	宮島委員
37	国の指針と町田市の考え方	コラムの図が見にくい	ご指摘をふまえ、レイアウトを調整してまいります。(対応中)	素案	p73	宮島委員
38	全体	コラムのタイトルの文字を大きくして太字にすべき。また、画像で貼り付けている箇所など不明瞭な箇所が見受けられるので修正すべき。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。	素案	P19,25,34,35,44,48,54,56,61,68,73	宮島委員

【意見記入用紙（書面参加用）】

1月28日（木）開催の第5回障がい者施策推進協議会について、書面で参加される方用の意見の記入用紙です。意見の提出をもって出席扱いとします。当日、オンライン会議に参加いただく方はお送りいただく必要はありません。会議の場でご意見をお話してください。

2021年1月28日（木）午前10時までに、メール [fukushi030@city.machida.tokyo.jp] またはFAX [050-3101-1653] にてご回答ください。

お名前	
-----	--

【1】報告事項

(1) パブリックコメント実施結果の報告（資料1）

この資料はまだ内容が確定していないため、部外秘でお願いいたします。2月以降に町田市ホームページや各センター等で公表いたします。

素案に反映した意見については【】で素案の掲載ページを記載しています。

ご質問や確認したいことがありましたらご記載ください。

【ご質問・確認したいこと】

(2) 今後のスケジュールについて（資料2）

ご質問や確認したいことがありましたらご記載ください。

【ご質問・確認したいこと】

(3) 計画冊子の種類・計画タイトルについて（資料3）

障がい者計画部会で検討した結果、町田市の他の計画との整合性などから、「町田市障がい者プラン21-26」が良いのではないかという意見になりました。

ご質問や確認したいことがありましたらご記載ください。

【ご質問・確認したいこと】

【2】議事

次期計画 答申素案について (資料4、資料5)

資料4 答申素案は、パブリックコメントでの提出意見や、1月13日の計画部会での意見を反映したものとなっています。また、素案には巻末資料も追加しています。

資料5は1月13日の計画部会で出された意見とその対応状況になります。

【ご意見】(例：パブリックコメント No.33 について、タクシー券について多くの意見が出ているので、今回、素案に反映したことは評価する。 など)

【3】確認事項 答申素案の修正について

本日の協議会でのご意見をふまえ、市長に答申する素案の修正を行います。

素案の最終的な確認は岩崎会長・小野部会長 一任とさせていただきます。

このことについて、

賛 成 ・ 反 対

(どちらかに○)

書面による提出意見一覧(障がい者施策推進協議会)

【1】報告事項について

NO	項目	意見概要	資料	対応/関連ページ	発言者
1	(2)今後のスケジュールについて	資料2についての意見ではないが、これだけの医療・保健・福祉の分野が変わってきている時代、毎年の見直しと3年に一度の市民の皆様の意見をうかがう機会を設ける	資料2	-	坂本委員
2	(3)計画冊子の種類・計画タイトルについて	タイトルはこれでいいと思う。	資料3	-	松崎委員
3	(3)計画冊子の種類・計画タイトルについて	医療・保健の分野が入っていないと障がい者全体のプランにはならない。町田市障がい者福祉プラン21-26が妥当ではないでしょうか。	資料3	-	坂本委員

【2】議事 パブリックコメント実施結果・答申素案について

NO	分野	意見概要	資料	対応/関連ページ	発言者
1	No28	28への回答「市の考え方」の「現行の制度では設置ができません」という記述が気になりました。「市としてもこのコメントに賛同する、制度が変わればやります」という意味ですか、と突っ込みたくります。一部の地域では、福祉法の垣根を外したこのような取り組みを民間事業者が行い、またそれを自治体が支援している、という話を聞いたことがあります。課題もいろいろあるようです。もう少し丁寧な検討が必要でしょう。	資料1 パブコメ実施結果	p12	井上委員
	No54	市の考え方について、以下のコメントの追加の意見 支援に繋がっていないひとが就労の機会を求めハローワークの窓口を利用する場合もあることから、日頃からハローワークと連携しながら支援を行っている。	資料1 パブコメ実施結果	p20	降幡委員
	No55	市の考え方について、以下のコメントの追加の意見 障がい者の就労に関しては、他機関(ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京しごと財団)が相談窓口となり、求人開拓から職場定着支援まで事業所へ専門的な支援を行っており、情報提供等で連携を図っている。	資料1 パブコメ実施結果	p20	降幡委員
2	-	「この計画が、特に実態調査と、パブコメ等を通して当事者・市民との協働作業のなかで作上げられてきたこと」が、謝意含めて答申なり計画策定の際の市長挨拶なりに書かれることが望まれます。	資料4 答申素案	-	井上委員
3	全体	公共職業安定所は愛称での表記をお願いします(公共職業安定所→ハローワーク)	資料1 パブコメ実施結果、資料4答申素案	全体	降幡委員
4	基本理念	(修正案) 基本視点(3)さまざまな障がいや個別の状況に配慮する 「障がいがある人といっても状況はさまざまです。(段落変え) とくに障がいがある女性については・・・必要性があります。そこで・・・性別、年齢、国籍、生活の実態などの他、肢体、聴覚、視覚、精神などの障がいならびに発達障がい、難病、高次機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意して、施策を検討・実施していきます。」 (理由) 文言の修正をした結果、全体の構成が、例えば上の段落「女性であることによって」、とかかれ、下の段落でも「性別」という一見重なる項が気になります。また「重複障がい」が視聴覚の障がい限定されて理解されかねない観があります。	資料4 答申素案	p5	井上委員

NO	分野	意見概要	資料	対応/関連ページ	発言者
5	学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	市立図書館では、視覚障がい等のために「通常の」・・・という表現があるが、「通常」は不要。 (理由) 印刷文字による読書が「通常である」という価値観の表明になってしまっています。	資料4 答申素案	p16	井上委員
6	暮らすこと	(修正案) 「タクシー券支給についての要望が多く寄せられており、また車いすでも容易に利用できるタクシーの整備も求められていることから・・・障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展もふまえて・・・事業者とともにあり方を検討します。」 なおここに「合理的配慮」についての言及があり、お気持ちはわかりますが、このままだと意味が通じにくいので、ここでどうしても書くのであれば上記に補足して「合理的配慮の理念に基づいて事業者とともに・・・」または「合理的配慮の実現という視点から事業者とともに・・・」でしょうか。 (理由) 一読してわかりにくく文言整理の必要がある。またタクシー事業者との調整は欠かせない。	資料4 答申素案	p22	井上委員
7	暮らすこと	重点施策4に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置が出て良かった。 地域包括ケアシステムには11の事業体があるので、この3年の間に出来る事業展開をお願いしたい。 又、国の基本指針には「発達障害者当支援の一層の充実」が有るのでその取組みもお願いしたい。	資料4 答申素案	22	坂本委員
8	日中活動・働くこと	(修正案) 四番目の「2021年から・・・取り組みをすすめます。」を上から二番目に移した上で下記のように修正する。 「2021年度から開始する「町田市・・・計画」に基づき、まず法定雇用率を上回る雇用の達成を目指します。その際知的障がいや精神障がいがある人などの雇用の拡充に配慮します。 また職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。」 なおこの項については、パブコメp37の112において町田市装育委員会について触れられています。これについて計画のp29最上段の・・・で、あわせて表記することが望まれます。 (理由) まず町田市の現況や姿勢を示した上で、市民、事業者の理解を得るのでしょうか。	資料4 答申素案	p31	井上委員
9	コラム	歯科医師会では、ホームページ上で、会員の診療所が障がい者の診療を行っているかどうか掲載しております。ただ、障がい者も診療可能となっても、障がいの程度によっては、診療できない場合があります。(バリアフリー化していない場合など)重度の身体的・精神的に疾患のある患者さんに対しては、コラムで載せていただいた、障がい者歯科診療所を活用していただくこととなります。歯科医師会とすれば、いろいろな媒体で、この障がい者歯科診療所を宣伝していきたいと思っています。	資料5 答申素案	p48	松崎委員